

第4期鹿嶋市地域福祉計画・第3期鹿嶋市地域福祉活動計画



令和5年3月
鹿嶋市

はじめに



近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、生活様式の変化等を背景に、地域社会における人と人とのつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。

また、これに関連して、引きこもりやヤングケアラー等の新たな福祉課題や複数の課題を同時に抱える世帯が増加する等、地域福祉の課題は年々複雑・多様化傾向にあります。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、「その人らしく」、安心して健やかに暮らしていくことができる「地域共生社会」を実現するためには、本計画の策定主体である市や市社会福祉協議会だけでなく、区・自治会、地区まちづくり委員会、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等の社会資源が相互に関わり合い、地域福祉を推進していくことが大切です。

そのため、本計画では、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域による支え合い」の仕組みづくりを推進するとともに、それらと従来の福祉サービスの分野をつなぎ、支援を必要とする人を重層的・包括的に支援する体制構築を主眼に、福祉に関連する個別計画と整合を図り、相互に連携しながら、地域福祉のさらなる向上を目指すこととしました。

今後は、本計画の基本理念である「関わり合いと支え合いで、安心して暮らせる地域を創る～「支援」から「おたがいさま」へのまちづくり～」の実現に向けて、市民の皆様と共に取組みを進めていきたいと思っておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、御指導、御尽力いただきました鹿嶋市地域福祉推進会議及び鹿嶋市地域福祉活動計画推進会議の委員の皆様をはじめ、地域福祉ワークショップに御参加いただきました皆様、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和5年3月

鹿嶋市長

鹿嶋市社会福祉協議会長

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 第4期鹿嶋市地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画の概要	2
2. 国の動向	4
第2章 鹿嶋市の地域福祉の現状	12
2-1 基本的指標	13
1. 人口動態及び人口構成比の推移	13
2. 男女別5歳階級人口	14
3. 出生率	15
4. 高齢者等の状況	16
5. 障がい者の状況	17
6. 児童扶養手当受給者の状況	18
7. 区（自治会）への加入状況	19
8. 市社会福祉協議会への会員加入状況	19
9. シニアクラブの加入状況	20
10. 子ども会加入の状況	20
11. ボランティアの登録状況	21
12. 自警団・消防団の加入状況	21
2-2 市民ニーズの把握	22
第3章 計画の基本理念と施策の体系	25
1. 計画の基本理念と目指す姿	26
2. 鹿嶋市が目指す地域共生社会	27
3. 計画の基本目標	28
4. 地域共生社会づくりに向けた地域福祉の進め方	29
5. 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
■基本目標-1 とともに参加し支え合う地域づくり	33
施策1-1 地域に関心を持つきっかけづくり	33
施策1-2 交流の場づくりの支援	35
施策1-3 地域活動の担い手の育成	37

■基本目標－2	多様な主体が参加する支え合う仕組みづくり	39
施策2－1	地域づくりや問題解決に対する支援の強化	39
施策2－2	福祉活動団体への支援	41
施策2－3	人材の育成	43
施策2－4	地域福祉活動の推進	45
■基本目標－3	必要な福祉サービスにアクセスできる環境づくり	48
施策3－1	だれでも・どこでも相談できる体制の整備	48
施策3－2	自分らしく生活できる取り組みの推進	50
施策3－3	暮らしやすい地域環境づくり	53
施策3－4	情報技術を活用した福祉サービスの向上	55
施策3－5	安全・安心に暮らすことができる地域づくり	57
第5章	地区地域福祉活動計画	59
1	波野地区	61
2	豊郷地区	63
3	豊津地区	65
4	鹿島地区	67
5	高松地区	69
6	平井地区	71
7	三笠地区	73
8	鉢形地区	75
9	大同東地区	77
10	大同西地区	79
11	中野東地区	81
12	中野西地区	83
第6章	計画の推進と評価	85
1.	計画推進に向けた基本的な考え方	86
2.	計画の評価	87

第1章

計画の策定にあたって

1. 第4期鹿嶋市地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画の概要

(1) 計画策定の背景

少子高齢化の進展や家族の多様化、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる地域コミュニティをつくることが求められています。

社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉の推進のための方策として同法第107条で市町村地域福祉計画を策定することとされています。

そして、この中で、これまで市町村地域福祉計画の策定は任意とされていたものを努力義務としたほか、計画中に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載することにより、福祉分野における「上位計画」として位置づけられる計画としています。

(2) 地域福祉計画の位置づけと他計画との関係

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)」として策定するものであり、本市の福祉分野の上位計画として、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

また本計画は、第4次鹿嶋市総合計画を上位計画とし、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるもので、福祉(子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等)に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本理念と方針、施策展開の方向性を明らかにするものです。

(3) 地域福祉計画の構成

地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、社会福祉法の一部が改正(平成30年4月1日に施行)され、地域福祉計画には次の5つの事項を記載することとされました。

①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

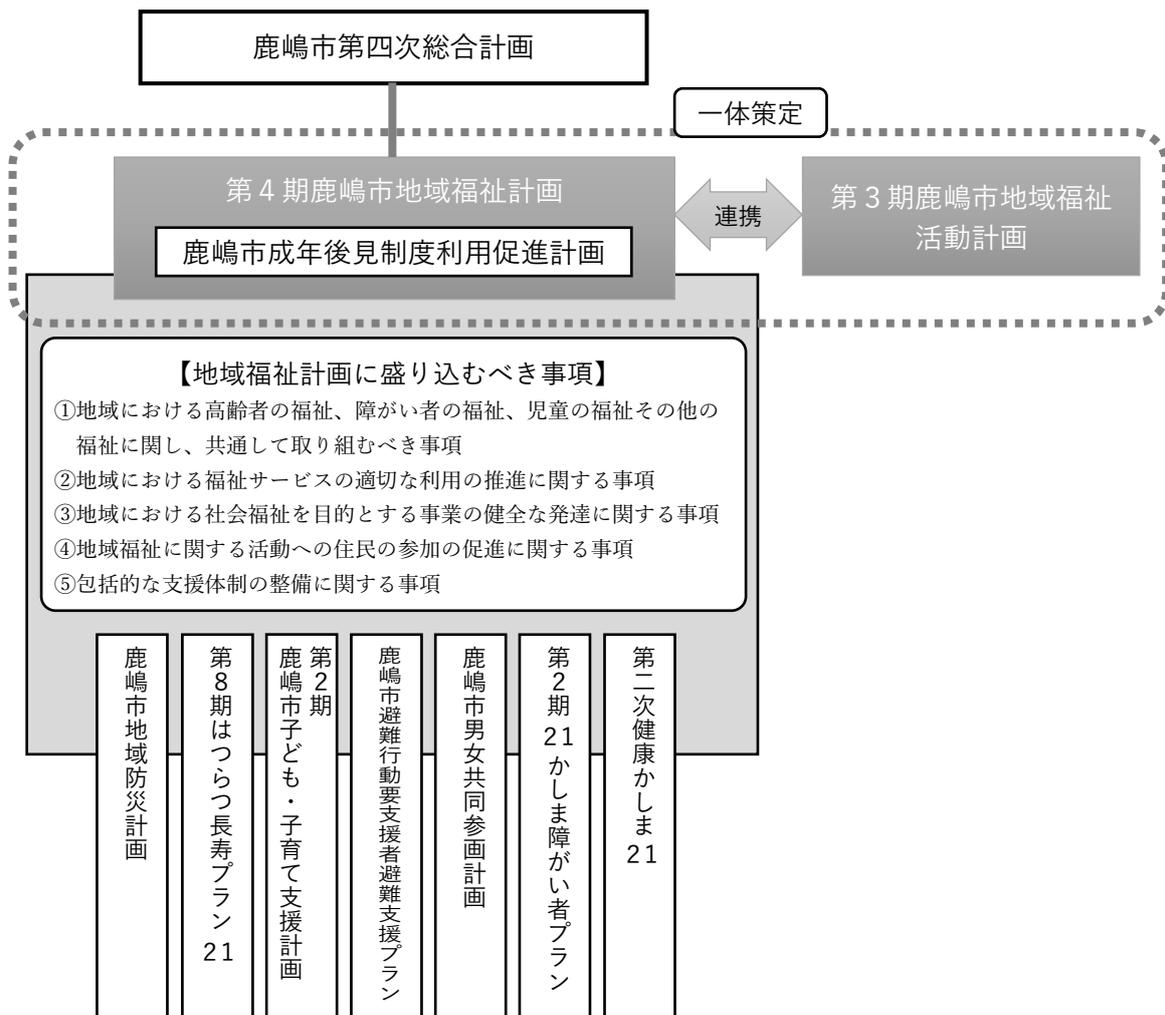
併せて、計画の策定や変更にあたっては、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めることや、策定した市町村地域福祉計画について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされています。

(4) 地域福祉計画、地域福祉活動計画、成年後見制度利用促進基本計画の一体的策定

第3期鹿嶋市地域福祉計画では、市が主体となって地域福祉を推進するための理念や仕組みを示す「地域福祉計画」と、誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、地域の中に潜在化している様々なニーズを取りあげ、地域の自主的な福祉活動を支援するとともに、将来にわたって総合的な事業展開を図る際の方向性や具体的行動目標を示す、社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体として策定しています。

第4期鹿嶋市地域福祉計画では、従来通り「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することに加え、法改正により策定が求められている「成年後見制度利用促進基本計画」についても、一体的に策定するものとします。

第4期鹿嶋市地域福祉計画の構成



計画期間 令和5年4月 ～ 令和10年3月 (5年間)

2. 国の動向

(1) 地域包括ケアシステムの実現

わが国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進することが求められています。

5 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法一部改正）〔平成29年〕

平成29年の社会福祉法の一部改正では、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動するということが、地域福祉の理念として掲げられました。

■社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

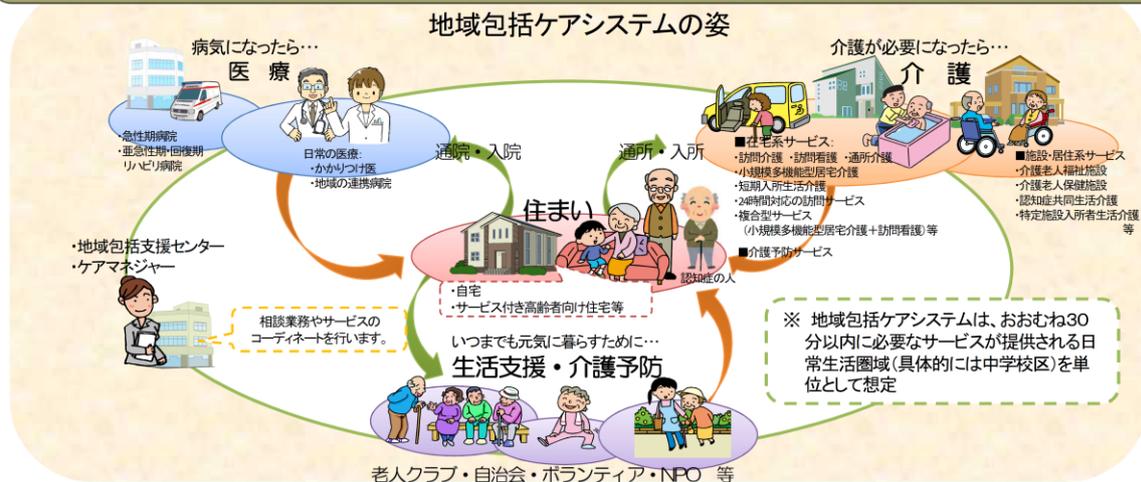
（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 1 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 2 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 3 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

地域包括ケアシステムのイメージ

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



出典) 厚生労働省ホームページ

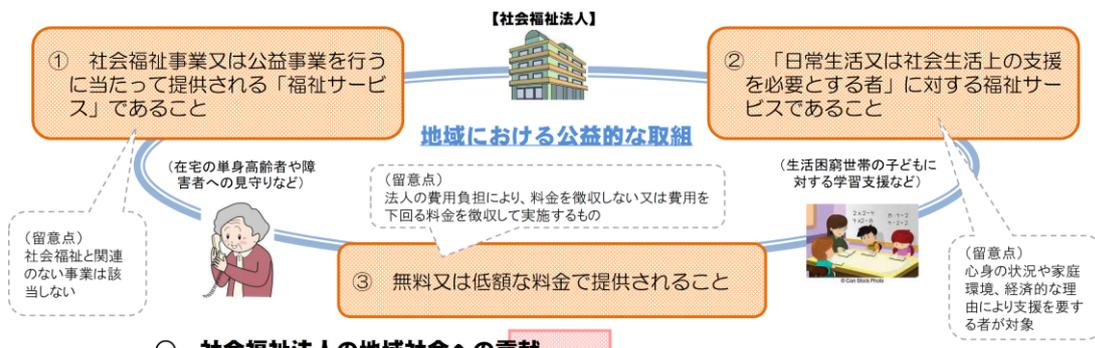
(2) 厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」〔平成30年〕

平成28年に社会福祉法等の一部を改正する法律が一部施行となり、厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」と「社会福祉法人の地域における公益的な取組について」が通知され、平成30年の通知では当該取組に係る運用について解釈を明確化されました。また、令和4年3月には、「社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集」が公表されました。

地域における公益的な取組について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

出典) 厚生労働省ホームページ

(3) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ〔令和元年〕

平成28年に示された「ニッポン一億総活躍プラン」では、福祉や社会保障、対人支援領域だけではなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など幅広い政策領域にわたる地域共生社会の理念を示しています。「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年6月公布)の附則では、公布後3年(令和2年)を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」において、共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討が行われ、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策についてとりまとめられています。

【地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ(抜粋)】

I 地域共生社会の理念

○地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

○個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。

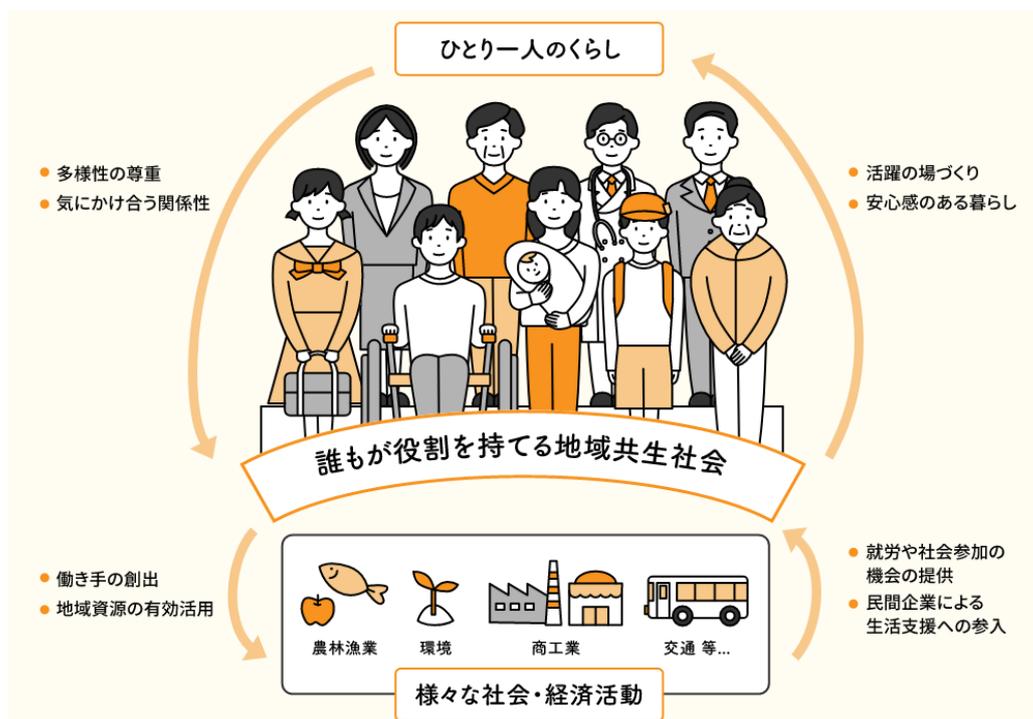
○専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。

○伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

○地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

地域共生社会のイメージ



(4) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布〔令和2年〕

この法律では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされました。

【改正の概要】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 **【介護保険法、老人福祉法】**

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 **【社会福祉法】**

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

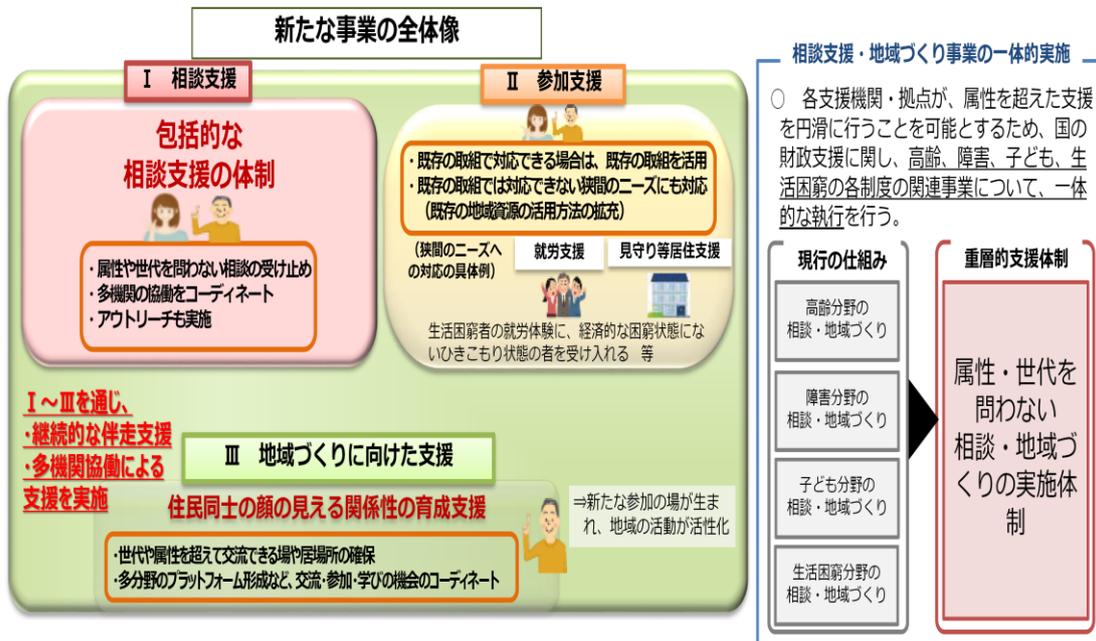
成年後見制度利用促進法 抜粋
 (市町村の講ずる措置)
 第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

計画策定方法は、成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定という 2 通りが想定されており、本市では、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定することとします。

(6) 重層的支援体制整備事業

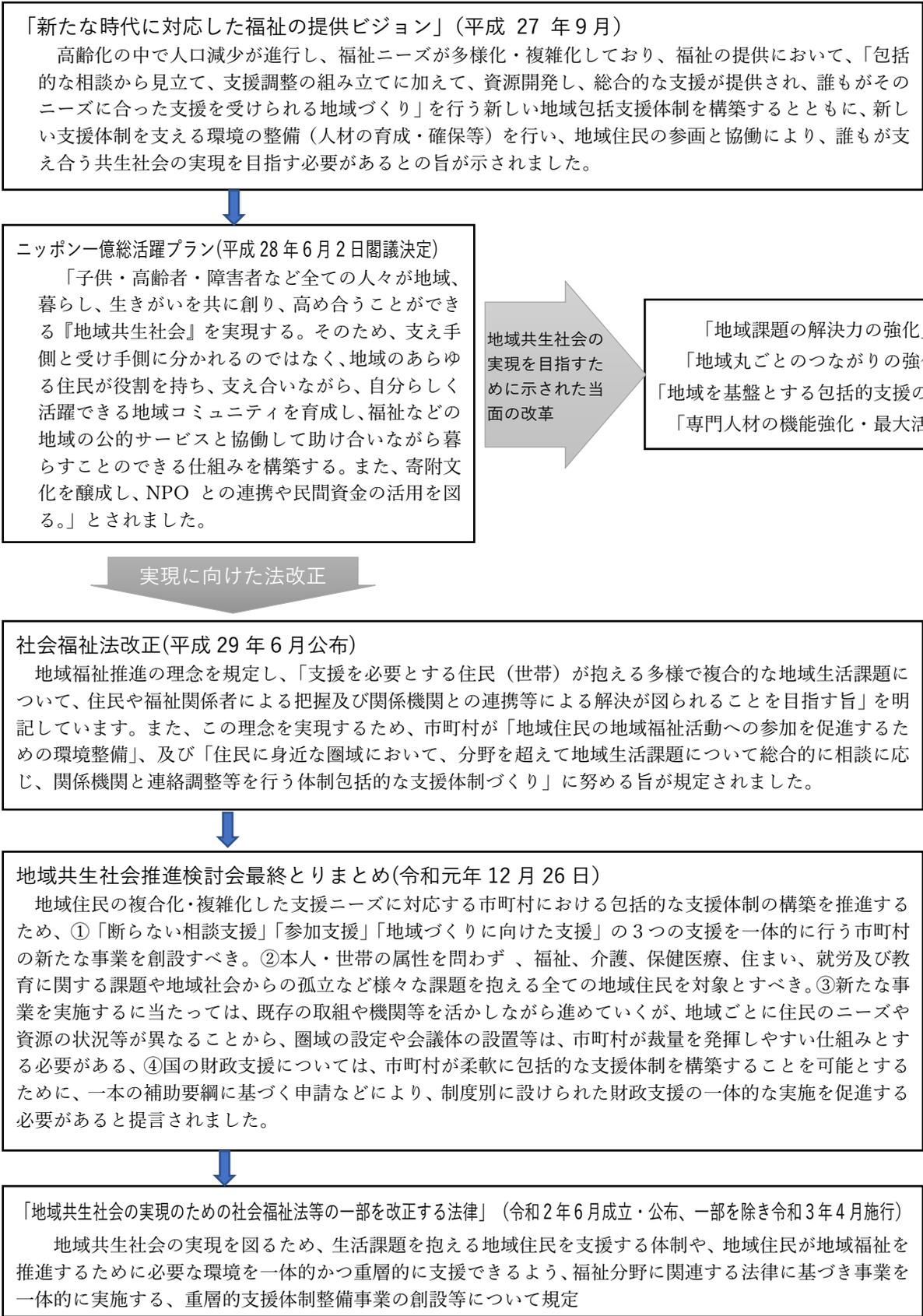
地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制では課題があることから、**属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組み**とすることが必要とされ、**社会福祉法に基づく新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設**されました。

- 市町村において、既存相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～III の支援は必須。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。



参考：地域共生社会の実現に向けた経緯

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



地域包括ケアシステムの深化「地域共生社会」へ

骨太方針2016（平成28年6月2日）

第2章 成長と分配の好循環の実現

（6）障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

（4）地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

厚生労働大臣の見解

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」に対する衆議院厚生労働委員会における大臣答弁

- 「地域包括ケアシステム」が、高齢期のケアを念頭に置いたものであることに変わりはなく、引き続き推進していくもの。
- しかし、今は高齢者に対する「地域包括ケアシステム」だけでは適切な解決策を講じることができない時代。
- 「地域共生社会」は、高齢期のケアを地域で包括的に確保・提供するという「地域包括ケアシステム」の考え方を、障がい者、子どもなどへの支援や、複合的な課題に広げたもの。

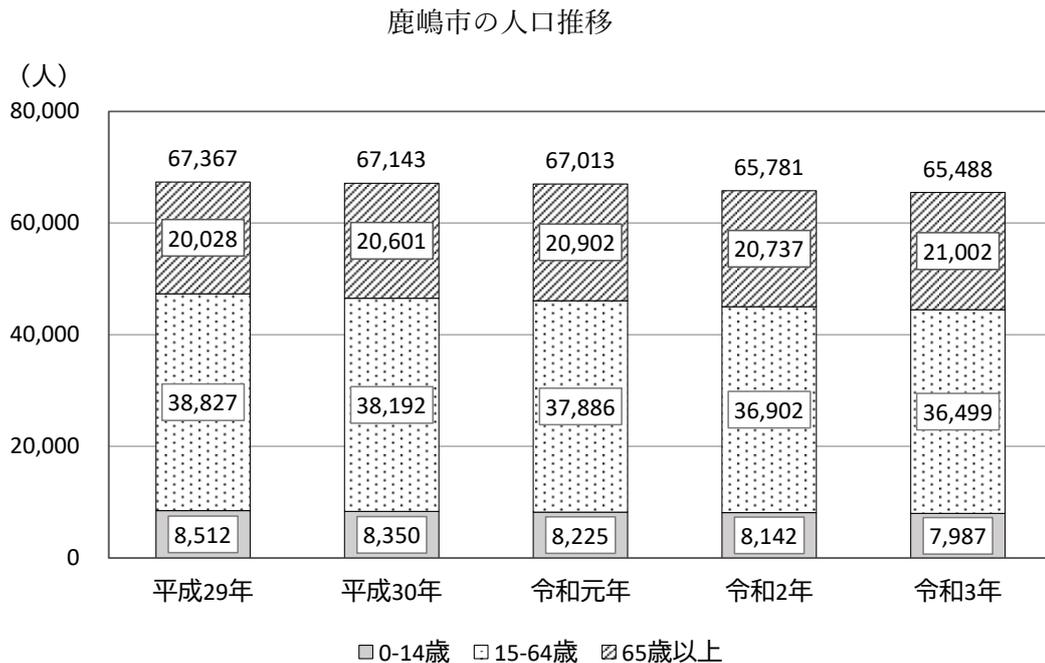
第 2 章

鹿嶋市の地域福祉の現状について

2-1 基本的指標

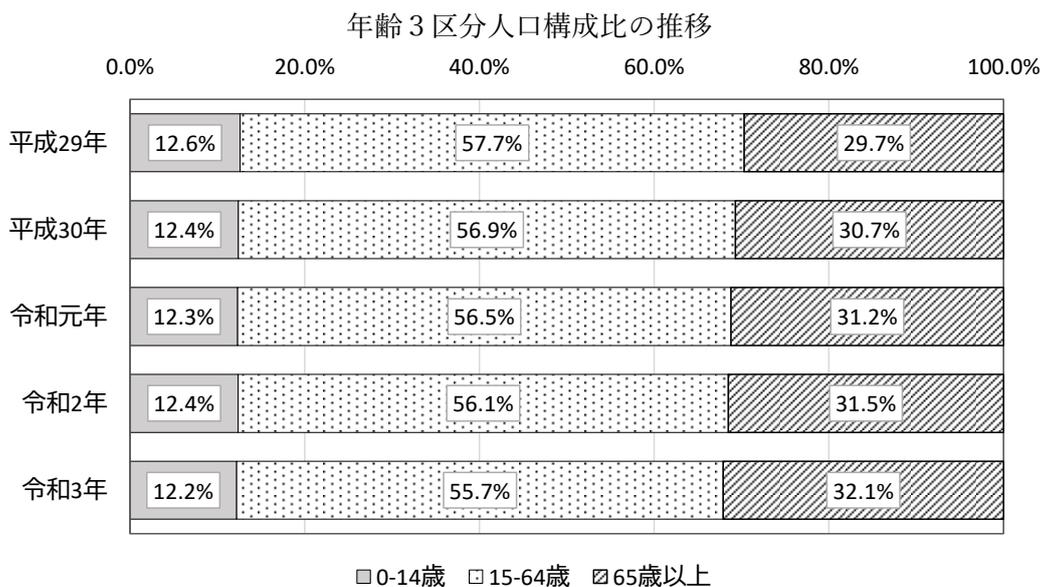
1. 人口動態及び人口構成比の推移

常住人口による鹿嶋市の人口は、微減傾向を示しています。また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上人口が増加しており、平成30年には30%を超過しています。一方、14歳未満人口は12%台で推移しており、少子化よりも高齢化が進行しています。



※年齢不詳を除く

資料：常住人口（各年10月1日現在）



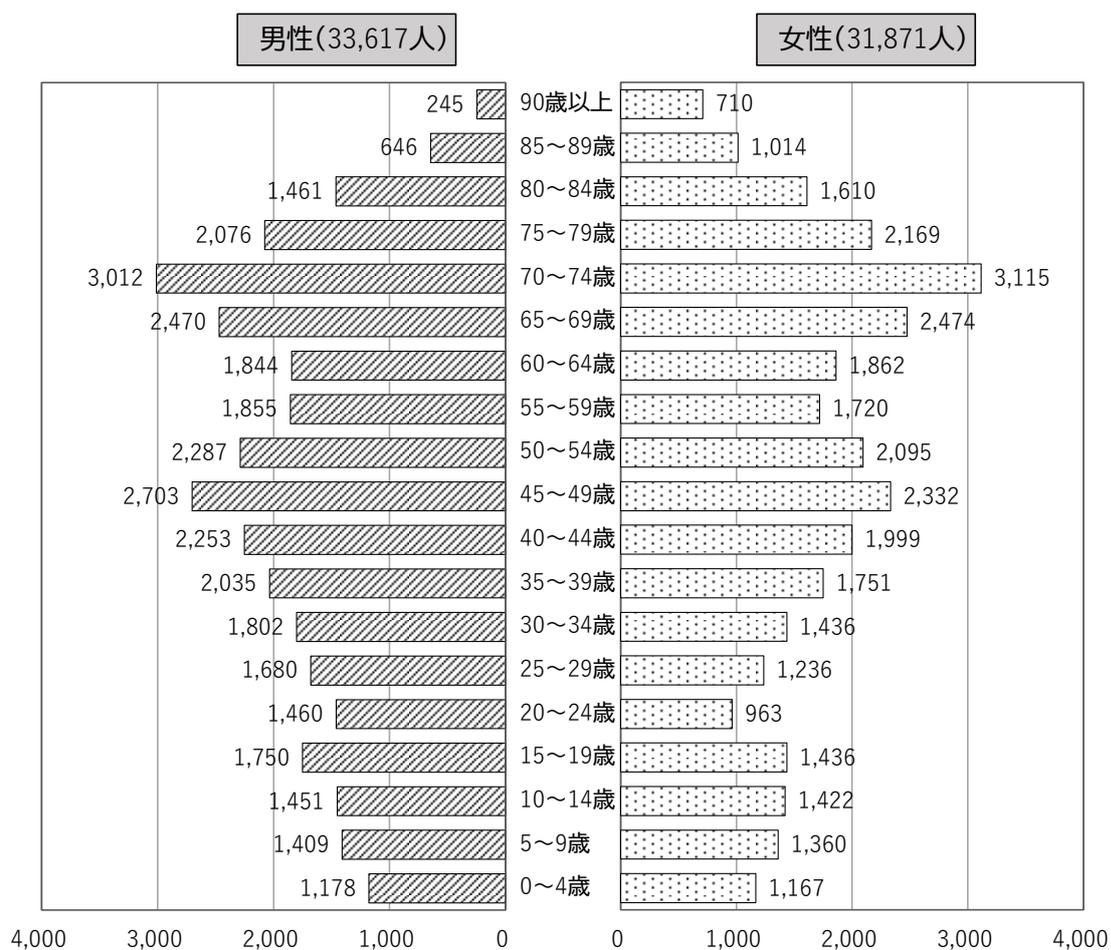
※年齢不詳を除く

資料：常住人口（各年10月1日現在）

2. 男女別5歳階級人口

令和3年10月1日現在での男女別5歳階級人口（人口ピラミッド）をみると、将来的な人口減少を示す、いわゆる「つぼ型」を示しています。また、男女とも「70～74歳」の年齢層が最も多くなっている一方で若年層の人口は少なく、今後、高齢者福祉の需要が増加する中で、支える人材の不足が懸念されます。

人口ピラミッド



※年齢不詳を除く

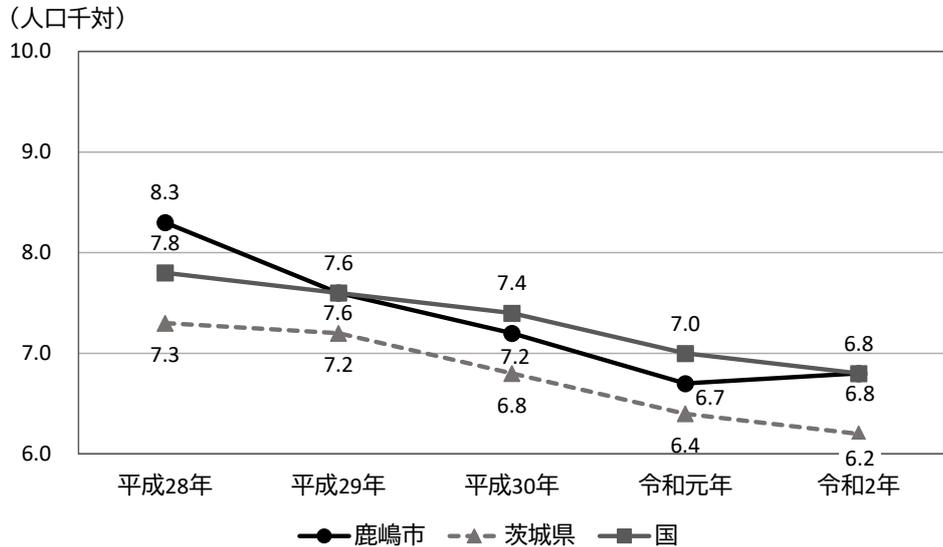
資料：常住人口（令和3年10月1日現在）

3. 出生率

(1) 出生率

本市の出生率は低下傾向を示していますが、茨城県の出生率よりも高い値を示しています。

出生率の推移



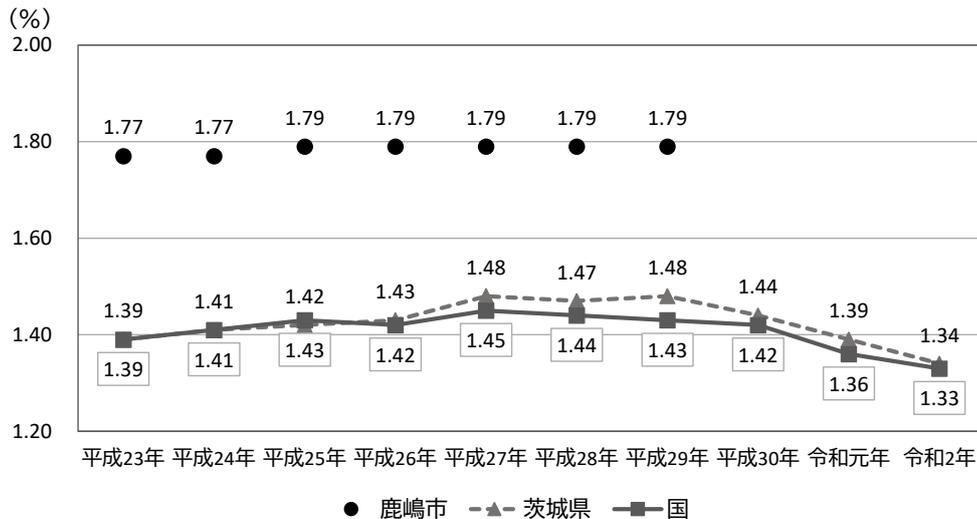
資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和2年の国および県はそれぞれ、1.34、1.33 となっています。本市では平成25年～平成29年に1.79 となっています。

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯に生むとしたときの子ども数に相当する。

4. 高齢者等の状況

(1) 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は増加傾向を示しており、令和2年には全世帯の46.5%で国や県よりも高い割合となっています。また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯も増加傾向を示しています。

本市の世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数 (一般世帯総数)	21,494 世帯	23,520 世帯	25,168 世帯	27,408 世帯	28,268 世帯
高齢者のいる世帯 (全世帯数に占める割合)	5,799 世帯 (27.0%)	7,471 世帯 (31.8%)	9,703 世帯 (38.6%)	11,921 世帯 (43.5%)	13,154 世帯 (46.5%)
高齢者独居世帯 (高齢者のいる世帯に占める割合)	810 世帯 (14.0%)	1,200 世帯 (16.1%)	1,860 世帯 (19.2%)	2,747 世帯 (23.0%)	3,391 世帯 (25.8%)
高齢者夫婦世帯 (高齢者のいる世帯に占める割合)	831 世帯 (14.3%)	1,354 世帯 (18.1%)	2,232 世帯 (23.0%)	3,213 世帯 (27.0%)	3,790 世帯 (28.8%)

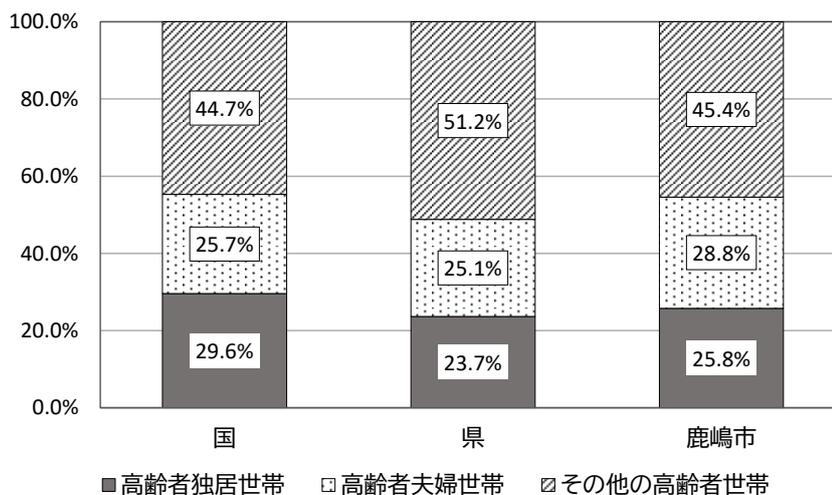
※高齢者夫婦世帯は、夫65歳以上かつ妻65歳以上の世帯としている

資料：国勢調査

本市と国・県の高齢者のいる世帯数・構成比（令和2年）

	国	県	鹿嶋市
全世帯数 (一般世帯総数)	55,704,949 世帯	1,181,598 世帯	28,268 世帯
高齢者のいる世帯 (全世帯に占める割合)	22,655,031 世帯 (40.7%)	530,311 世帯 (44.9%)	13,154 世帯 (46.5%)

高齢者のいる世帯の内訳の構成比

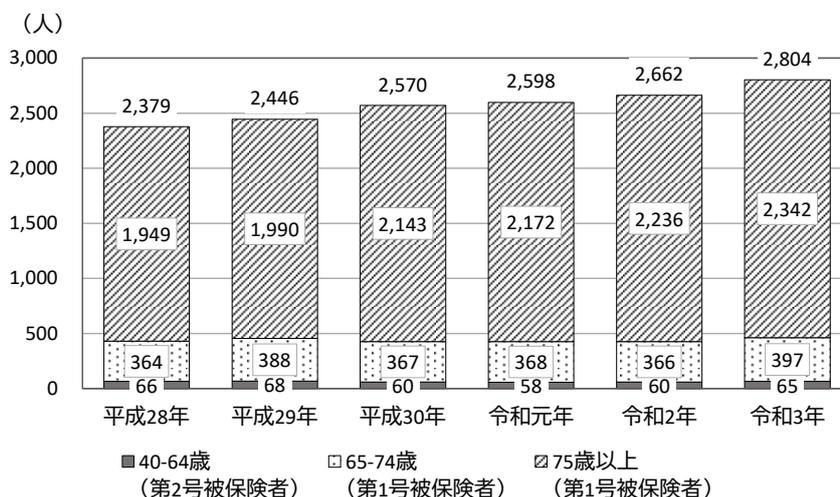


資料：国勢調査

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあります。各年とも 75 歳以上の第 1 号被保険者が 8 割以上を占め、増加傾向を示しています。

本市の要支援・要介護認定者数の推移（年齢区分別）

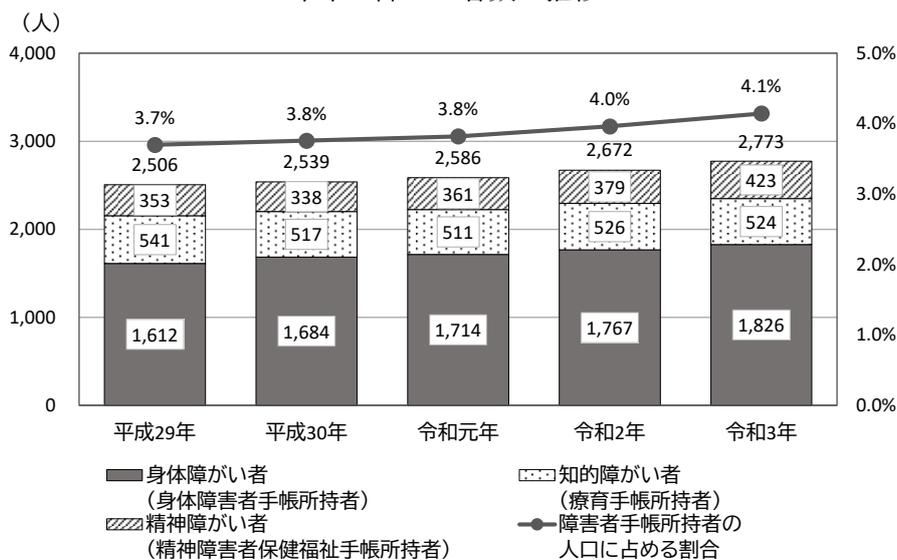


資料：鹿嶋市介護保険事業状況報告

5. 障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数をみると、人口に占める割合は増加傾向を示し、令和3年に4.1%となっています。内訳としては、身体障害者手帳所持者が多くなっています。

本市の障がい者数の推移



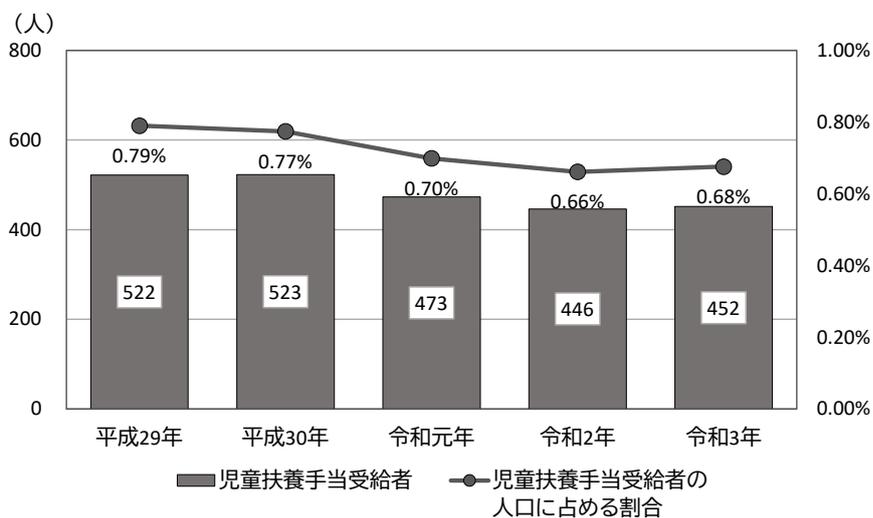
※各年4月1日現在

資料：鹿嶋市生活福祉課

6. 児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者については、令和2年まで減少を示していましたが、令和3年にやや増加に転じています。

本市の児童扶養手当受給者数の推移

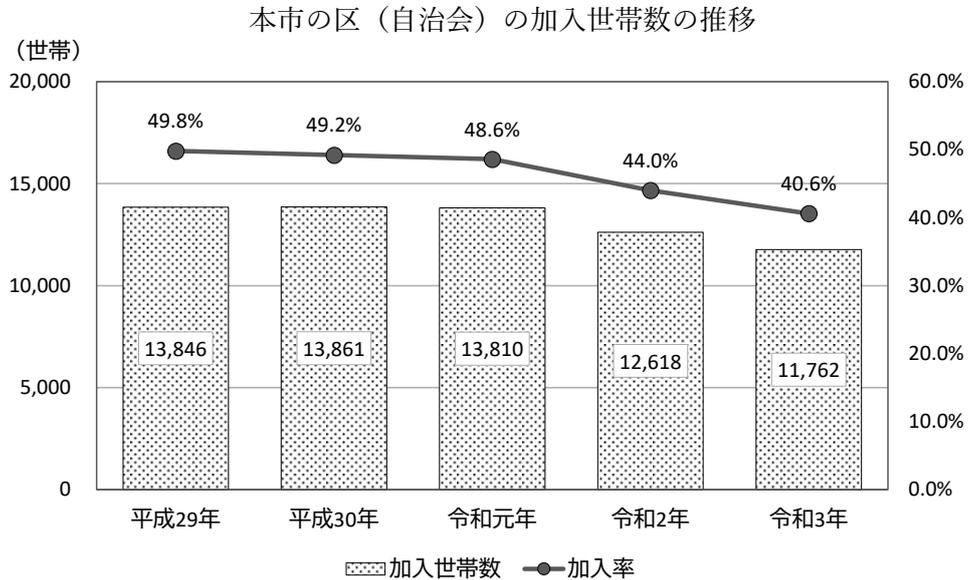


※各年4月1日現在

資料：鹿嶋市こども相談課

7. 区（自治会）への加入状況

区（自治会）への加入状況については、減少傾向にあります。令和元年から令和3年にかけては減少割合が拡大しています。

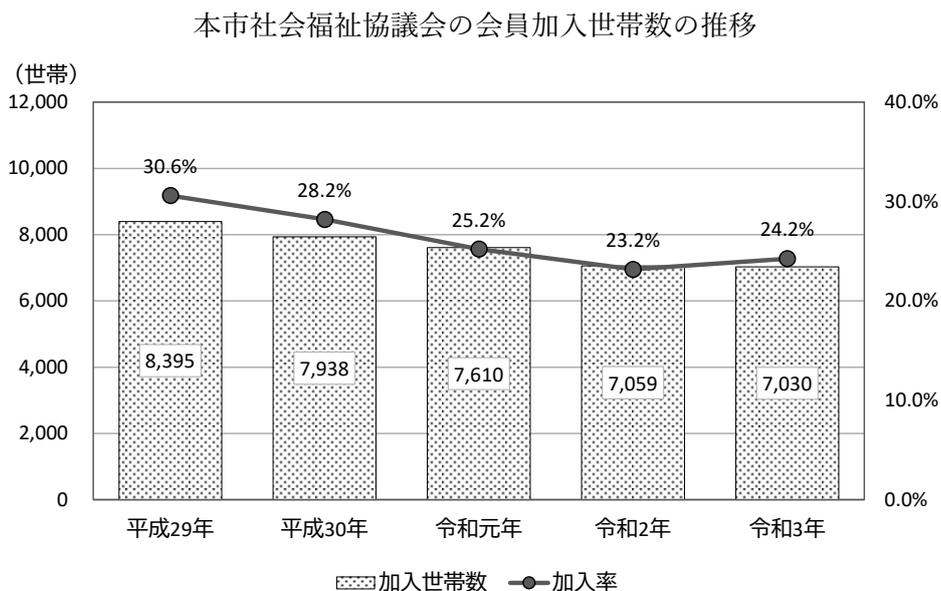


※各年4月1日現在

資料：鹿嶋市市民活動支援課

8. 市社会福祉協議会への会員加入状況

市社会福祉協議会への会員加入状況については、令和2年まで減少していましたが、令和3年には増加に転じています。



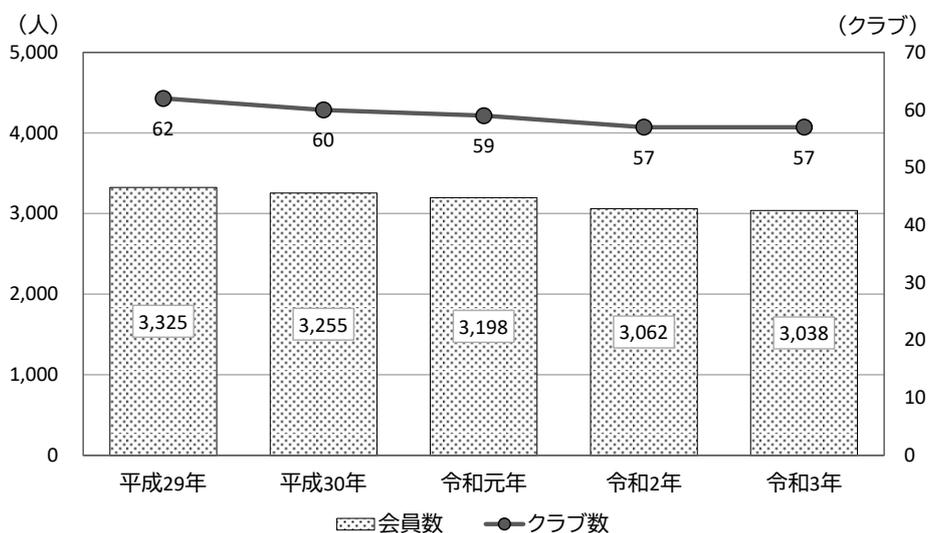
※各年3月31日現在

資料：鹿嶋市社会福祉協議会

9. シニアクラブの加入状況

シニアクラブのクラブ数と会員数についてみると、やや減少傾向を示し、令和3年には57団体、3,038人となっています。

本市のシニアクラブのクラブ数と会員数の推移



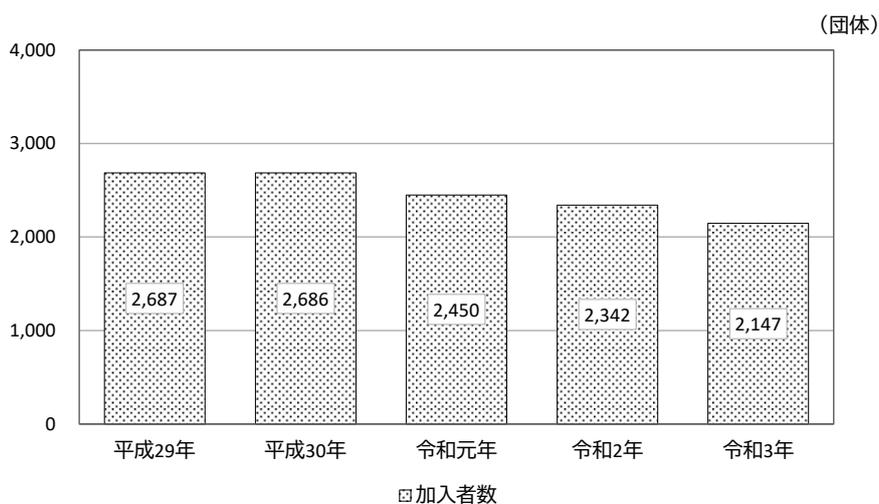
※各年3月31日現在

資料：鹿嶋市介護長寿課

10. 子ども会加入の状況

子ども会の加入状況については、加入者の減少が続いており、令和3年には2,147人となっています。

本市の子ども会の団体数と加入者数の推移

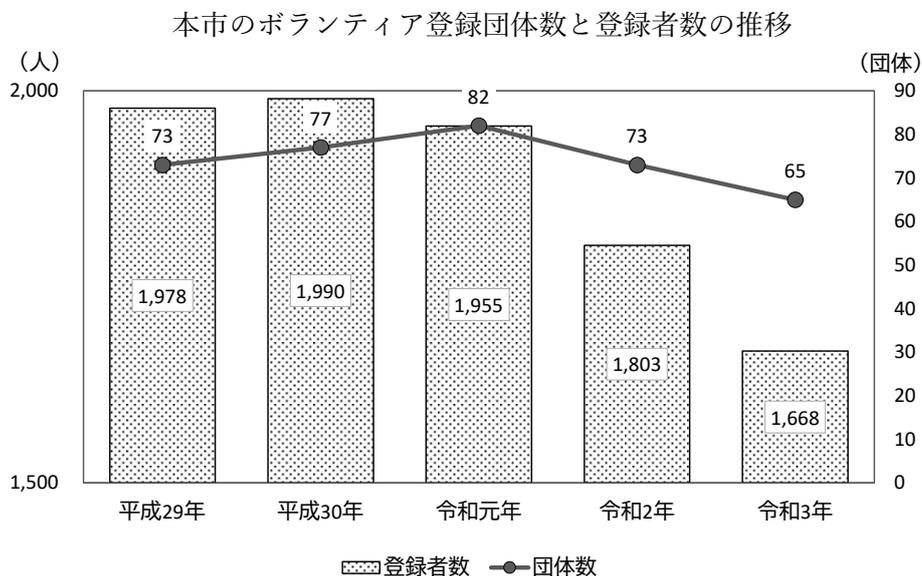


※各年3月31日現在

資料：鹿嶋市社会教育課

11. ボランティアの登録状況

ボランティアの登録状況については、登録者数、団体数とも令和元年までは増加していましたが、それ以降減少に転じ、令和3年には65団体、1,668人となっています。

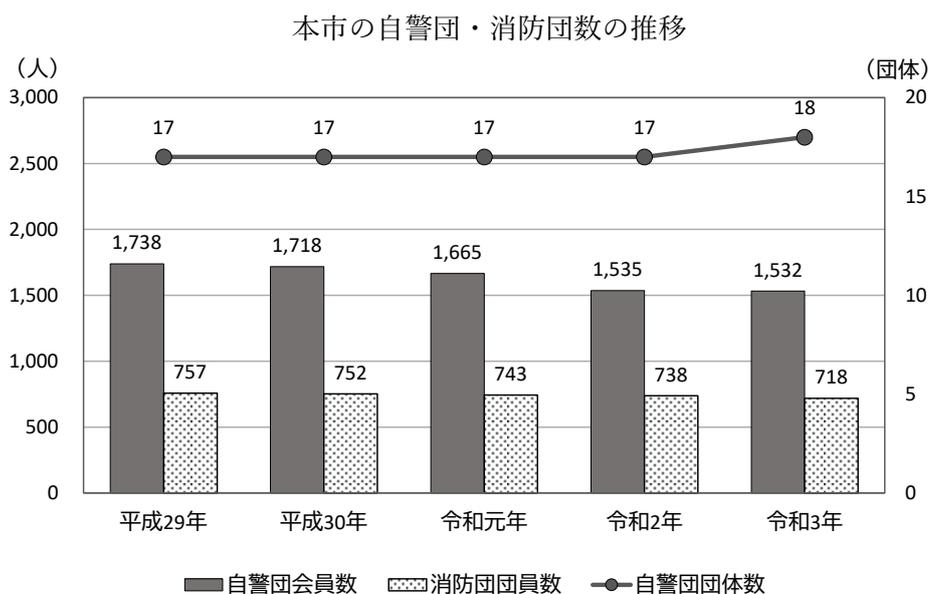


※各年 3月31日現在

資料：鹿嶋市社会福祉協議会

12. 自警団・消防団の加入状況

自警団・消防団の加入状況については、自警団団体数は令和3年に1団体増加していますが、団員数は自警団、消防団とも減少傾向となっています。



※各年 3月31日現在

資料：鹿嶋市交通防災課

2-2 市民ニーズの把握

令和3年度に実施した、「鹿嶋市地域福祉に関する市民意識調査」においては、地域生活や地域福祉について、次のような傾向が示されました。

(20歳以上の市民2000名を無作為抽出、回答数：803件 回答率：40.2%)

■地域生活について

【地域の問題や課題について】

～医療・福祉、交通の充実が求められている～

○地域の範囲については、鹿嶋市全体を意識する回答が多く、満足度は高く、医療や福祉の充実を望む回答が多くなっています。また、居住する地域の問題や課題としては、医療体制の充実と交通手段の充実が多くなっています。

【地域とのつながりについて】

～近所づきあいや地域活動の内容は限定的だが、災害や見守りの関心は高い～

○隣の居住者については、回答者の9割が苗字・名前、あるいは苗字のみ知っていると回答していますが、全く知らないという回答も約1割となっています。

○地域とのつながりについては、あいさつ程度で自治会に加入しているものの、積極的に参加しているという回答は少なくなっています。また、自治会活動に参加していない理由としては、時間的な余裕がないからという回答が多くなっています。一方、加入していないという回答では、加入しなくても特に不便を感じないという回答が多くなっています。

○期待する自治会活動については、災害や緊急事態の対応、見守りやごみ収集など、日常生活における協力体制が多くなっています。

【生活上の問題や課題の解決方法について】

～協力できることはあるが、近所づきあいの減少や少子高齢化が課題～

○隣近所との協力については、安否確認の声掛け、災害時の手助け、急病時の手助け、話し相手などが多くなっています。また、居住する地域の住民が困っていると思うことについては、通院などの外出、災害時の支援が多くなっています。

○地域の生活上の問題で相談や助けを頼む先としては、同居あるいは別居の家族・親せきが多く、地域と自身の関わりについては、地域の最低限の付き合い・関わりは持ちたいという回答が多くなっています。また、地域の問題について、住民が積極的に解決するよりも住民と行政が一体となって解決するという回答が多くなっています。

○住民が協力する上での課題としては、近所づきあいが減っていること、少子高齢化が進行していることが挙げられています。

【災害時の対応について】

～備蓄はしているが情報入手に不安を持つ。半数以上が日常的にスマホを利用している～

○災害時の最寄りの避難場所についての認知度は高いが、情報を得られるかについて不安を有しています。また、情報入手手段として期待されるパソコンやスマホについては、約6割がほとんど毎日利用していると回答しています。

- 災害時の避難については、身近な地域に手助けをしてくれる人がいるという回答が多い一方で、避難行動要支援者支援制度の認知度が低くなっています。また、災害に備え、水や食糧など非常食の備蓄、ラジオや電池の準備をしているという回答が多くなっています。

■福祉に関する意識や活動

【福祉に対する意識】

～地域や住民、社会福祉協議会、市が一体で行うものだが、関心のない層もみられる～

- 福祉は、地域や住民、社会福祉協議会、市などが一体となって協力し合いながら行うものであるという意識が強くなっています。また、福祉に対して、回答者の65%程度が関心を持っているが、関心を持っていないという回答も30%弱みられます。

【ボランティア活動について】

～時間的な余裕や身体上の理由で参加できないという回答が多い～

- 参加経験を持つ活動としては、区・自治会の活動（ごみ拾いなど）が最も多くなっています。しかし、活動はしてみたいが、時間的な余裕や健康上・身体上の理由により、参加するつもりはない・参加できないが最も多くなっています。

【支え合い会議・コミュニティプラン会議について】

～組織の認知度は全体的に低い。ボランティア活動の入口が求められている～

- 回答者の約80%が知らなかったと回答しており、参加意向についても、参加したいと思う約10%に対して、時間的な余裕や健康上・身体上の理由により、参加しないと思うが約40%となっています。
- ボランティア活動を広げるためには、気軽に相談できる窓口を設置するという回答が多く、活動の入口の充実が求められています。また、関心のある講座としては、地域活動や災害が多くなっています。

■福祉サービス・介護保険サービスについて

【サービスの利用経験について】

～福祉サービス・介護保険サービスについての評価は高く、行政が情報入手の窓口となっている～

- 福祉サービス・介護保険サービスについては、回答者の約25%が利用している（したことがある）と回答しており、不都合や不満を感じたことはないという回答が多くなっています。
- 福祉サービス・介護保険サービスに関する情報の入手先は、市役所の窓口・市の広報紙・公式ホームページやSNS等からが多くなっています。

【権利擁護について】

～権利擁護に関する制度の認知度は低く、防止や解決には、公的セクターの役割が期待されている～

- 日常生活自立支援事業について知っているという回答は1割程度と低くなっています。虐待や暴力などについて、見たり聞いたりした経験がある回答は約1割であり、見たり聞いたりした時の対応や防止のためには、市役所や警察など公的セクターに役割を期待する回答が多くなっています。

【成年後見制度について】

～成年後見制度については、周知と不安の解消が必要～

- 成年後見制度については、「内容を知らない」という回答が多く、制度の周知や利用に向けた不安の解消が必要です。

■福祉施策全般について

【福祉活動の認知度について】

～福祉活動については、主体や制度の認知度が低くなっている～

- 地域の民生委員・児童委員、鹿嶋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の名前や活動について、名前も活動内容も知っているという回答はそれぞれ約 23%となっています。
- 地域福祉推進委員について、名前も活動内容も知っているのは約 16%、生活困窮者自立支援制度について、名前も活動内容も知っているのは約 19%となっています。
- 生活困窮者自立支援法の事業で必要だと思う取り組みについては、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や、支援計画の策定・関係機関との連絡調整が多くなっています。
- ひきこもりの方に対する支援については、相談（面談や電話等を含む）が多くなっています。

【活動を広げるために重要なこと、市が取り組むべき施策について】

～地域で暮らせる環境づくりが求められ、手助けを必要としている人としたい人のマッチングが期待されている～

- 活動を広げるためには、地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけることや福祉教育という回答が多くなっています。また、市が取り組むべき施策としては、高齢であったり障がいがあっても、在宅で生活が続けられるサービスの充実、安心して暮らし続けられる施設を増やすなど、地域での生活を続けられる取り組みが挙げられています。

第 3 章

計画の基本理念と施策の体系

1. 計画の基本理念と目指す姿

第4期計画においては、第3期計画までの基本理念や施策などを踏まえつつ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づき、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すことが示されていることを踏まえ、計画の基本理念を次のように設定します。

【計画の基本理念】

関わり合いと支え合いで、安心して暮らせるまちを創る
～「支援」から「おたがいさま」へのまちづくり～

関わり合いと支え合い

- 地域やコミュニティにおいて、市民同士が関わり合い、支え合う環境をつくります。
- 地域やコミュニティの活動を、市や社会福祉協議会などが連携して支援します。
- 関わり合い、支え合いを通じて、明らかになったニーズに寄り添う支援を行います。

安心して暮らせる地域

- 市が行う福祉サービスとともに、地域で暮らす人が、地域福祉の対象者にも担い手になります。
- 暮らしなれた地域で、地域や社会に参画しながら生活することができます。

さらに、この基本理念に基づき、地域共生社会の実現に向けた環境や仕組みづくり（重層的支援体制整備事業※）を推進するため、3つの基本目標を設定します。

- 基本目標－1 ともに参加し支え合う地域づくり
～市民主体の地域福祉活動に向けた環境の整備～
- 基本目標－2 多様な主体が参加する支え合う仕組みづくり
～我が事、丸ごとネットワークの構築～
- 基本目標－3 必要な福祉サービスにアクセスできる環境づくり
～福祉サービスを必要とする人が安心して暮らせる環境の整備～

※重層的支援体制整備事業：市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの

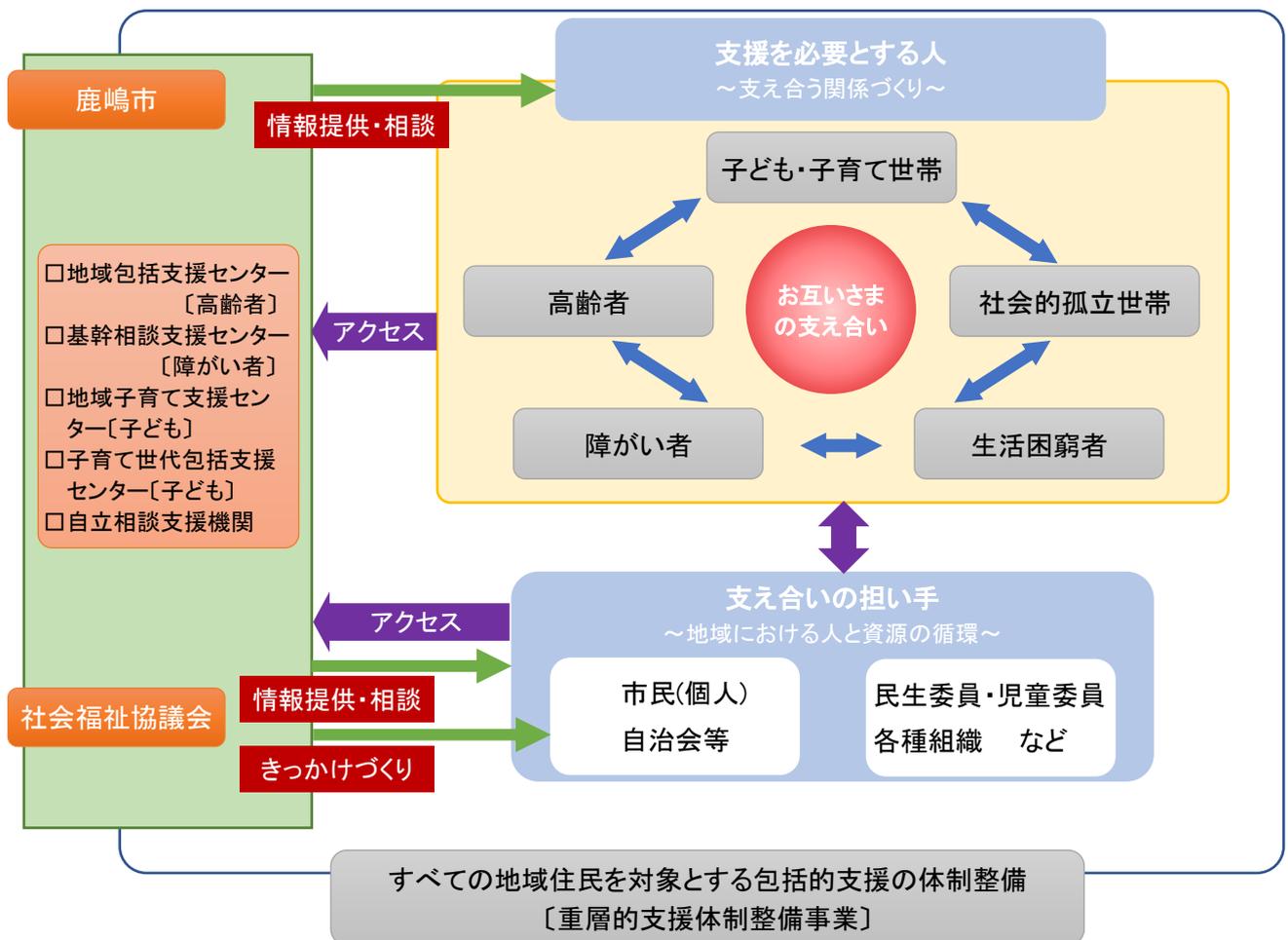
2. 鹿嶋市が目指す地域共生社会

地域共生社会とは、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、支援が必要になった時に、互いに支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会を目指すものです。

本市においても、少子化や共働き世帯の増加などにより、地域への関わりや関心が希薄化するとともに、高齢化による各種活動への参加機会の減少が進んでいます。さらに、福祉サービスを必要とする市民のニーズは多様化、複雑化しており、制度・分野ごとに区分された支援では、必要とする福祉サービスを適切に提供できない状況もみられています。

このようなことから、従来の福祉サービスの分野をつなぐとともに、支援を必要とする人を支える関係者の連携、地域との関わりへの拡充・深化を推進するため、重層的・包括的な支援体制の構築に取り組み、サービスを必要とする人が、必ず市や社会福祉協議会が設置する相談窓口アクセスできる環境を創ります。

鹿嶋市が目指す地域共生社会の姿



3. 計画の基本目標

■基本目標－1 共に参加し支え合う地域づくり

～市民主体の地域福祉活動に向けた環境の整備～

地域福祉活動においては、担い手が重要となりますが、人口減少や共働き世帯の増加、自治会加入率の低迷等を背景にした地域コミュニティ活動の停滞により、地域活動への参加と関心が希薄化しています。

意識調査では、福祉やボランティア活動について、「関心はあるものの、時間的な余裕がなく参加するつもりはない・参加できない」という傾向がみられる一方で、「隣近所の問題や課題について協力できることもある」という意向がみられています。

このような状況を踏まえ、これからの地域課題の解決力の強化に向けて、「参加のきっかけ」をつくり、それを起点として「ひとをつくる」ことにより、日常生活や地域におけるコミュニケーションの活性化、円滑化を推進し、良好な地域社会の形成に向けた活動や人材育成を進めます。

■基本目標－2 多様な主体が参加する支え合う仕組みづくり

～我が事、丸ごとネットワークの構築～

地域においては、「地域」という単位での課題や、「個人やその世帯」が抱える課題などが多様化・複雑化しています。このような中で、地域共生社会を実現するためには、福祉分野の連携はもとより、教育や就労などの分野との連携、医療関係者や法律家などの専門職による同業・異業の多職種連携、市民と市、事業者と社会福祉協議会など、多種多様なネットワークによる支援が不可欠となります。

意識調査においては、地域で暮らせる環境づくりに向けて、手助けを必要としている人としてほしい人のマッチングが重要とされているとともに、市に対しては地域での生活を続けられる取り組みが重要であるという意向が示されています。

このようなことから、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスによる支援、地域による支え合い、就業や社会参加を通じた生きがいづくりなどの取り組みを一体的に推進し、我が事、丸ごとネットワークの構築を推進します。

■基本目標－3 必要な福祉サービスにアクセスできる環境づくり

～福祉サービスを必要とする人が安心して暮らせる環境の整備～

地域共生社会のもとで、人々が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくためには、必要な支援が、必要な時に素早く的確に得られることが不可欠です。

意識調査では、福祉に関する情報入手先として、「市役所の窓口・市の広報紙・公式ホームページやSNS」が重要なツールとなっているものの、福祉に関する活動や組織についての認知度は低く、各種サービスの入り口となる相談体制の充実が必要となっています。

そのため、身近な場所で気軽に専門的な相談までを受けられるよう、各種サービスについての情報提供や相談体制を構築するとともに、専門人材の機能強化・活用、情報技術の活用を進めることで、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

4. 地域共生社会づくりに向けた地域福祉の進め方

本計画では、多様化・複合化する福祉ニーズに対し、これまでの本市の福祉の取り組みを生かしながら、福祉分野はもとより関係分野との横断的かつ重層的連携による対応を推進するものとします。

そのため、重層的支援体制整備事業による、すべての人々のための仕組みづくり、実践において創意工夫が生まれやすい環境づくり、これまで培ってきた専門性や政策資源の活用に取り組むものとし、次のような3つの進め方を設定します。

■進め方－1 地域包括ケアシステムの推進に向けた体制づくり

高齢者支援を目的としている地域包括ケアシステムの考え方を基本とし、高齢者や子育て世代など全ての世代が関わる機会を創出し、誰もが認めあう地域づくりや多様化・複合化した課題に取り組む体制をつくる。

■進め方－2 各種活動組織の活動の拡充による体制づくり

ボランティア活動や地区社会福祉協議会、支え合い会議（第2層協議体）等を行っている組織において、当該ボランティアが活動する分野を起点として、地域づくりや、他の福祉分野への活動拡充や組織交流を支援する。

■進め方－3 地域コミュニティと行政との連携による体制づくり

地域コミュニティにおいて、防災活動や居場所づくりなどの活動を起点として、行政と連携しながら地域で課題を抱える世帯の支援や参加を促進する。

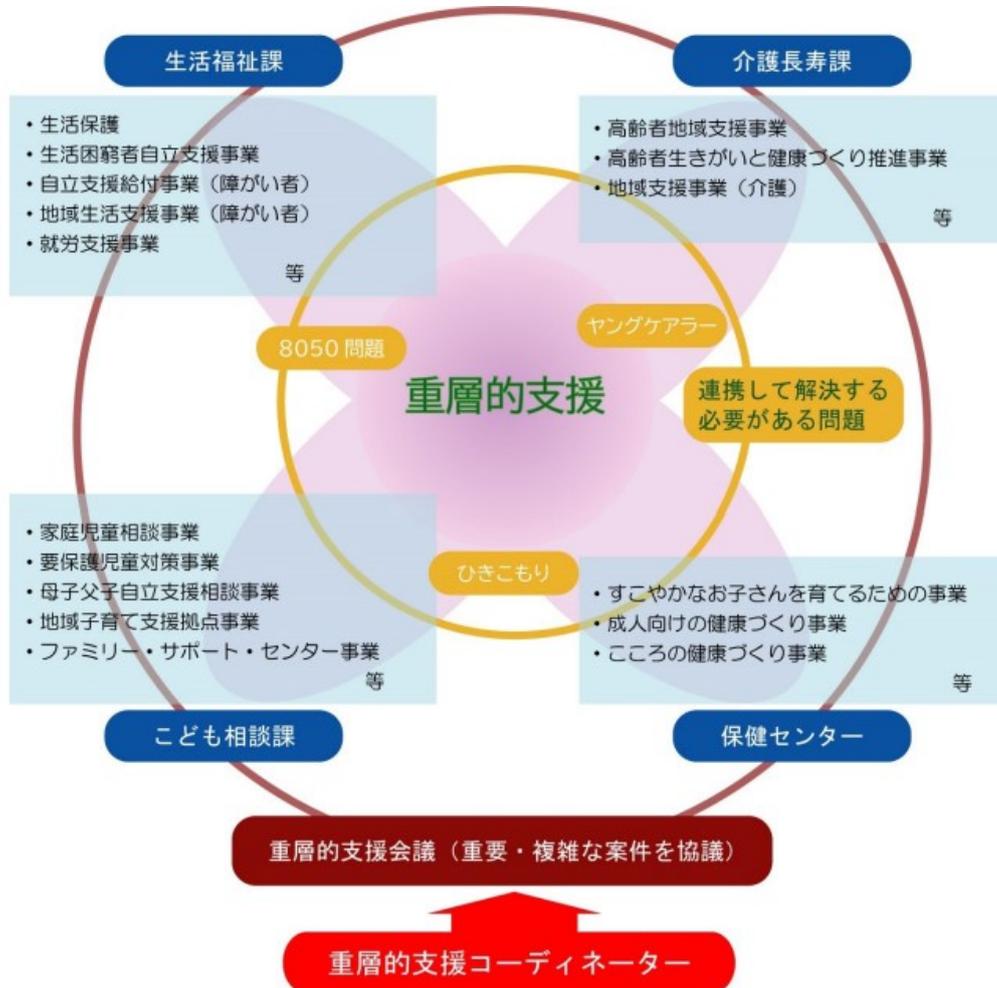
進め方の展開イメージ

	地域共生社会の実現を目指す重層的支援		
	参加支援	属性を問わない相談支援	地域づくりに向けた支援
■進め方－1 地域包括ケアシステムの推進に向けた体制づくり	◎ ▼高齢者を中心に、幅広い世代へ社会参加機会を創出	◎ ▼行政及び専門相談支援機関の強化	○ ▼地域コミュニティでの活動と連携
■進め方－2 各種活動組織の活動の拡充による体制づくり	◎ ▼支援を行っている方、必要とする方双方の社会参加機会の拡充	○ ▼行政職員、相談員・支援員と連携	○ ▼地域コミュニティでの活動と連携
■進め方－3 地域コミュニティと行政との連携による体制づくり	○ ▼地域で課題を抱えた人や世帯を把握し、地域活動への参加機会を提供	○ ▼行政職員、相談員・支援員と連携 ▼身近な地域の相談先との連携充実	◎ ▼地域の人と人を結ぶ機会や場所を創出

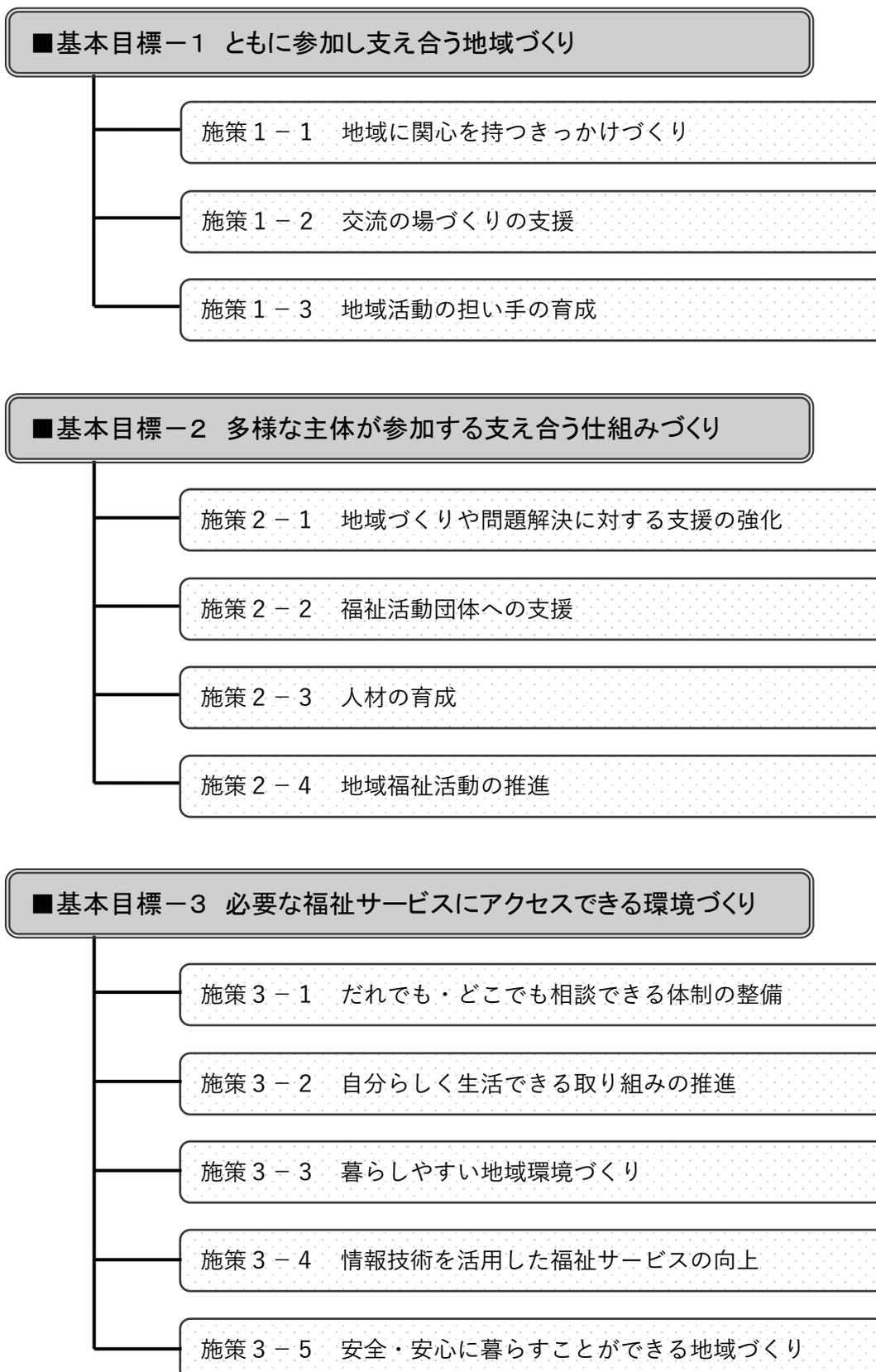
◎：参加支援、相談支援、地域づくりに向けた支援のうち、中心的な役割を担う

○：参加支援、相談支援、地域づくりに向けた支援のうち、補助的な役割を担う

鹿嶋市における重層的支援事業のイメージ



5. 施策の体系



第4章

施策の展開

■基本目標－1 ともに参加し支え合う地域づくり

施策1－1 地域に関心を持つきっかけづくり

目指す方向性

災害時の支え合いや参加しやすい行事など、今までの地域コミュニティを継承しつつも、異なる地域のつながりの機会などによる地域への関心を持つきっかけづくりに取り組みます。

そのため、市や社会福祉協議会は、コミュニティへの参加や、支え合いに参加する機会を創出するため、地域におけるコミュニティ活動、生涯学習・文化芸術・スポーツ活動、就業等、地域に参加することができる機会を創出するとともに、これらの活動に取り組む団体の支援を行います。

また、福祉に関する法律や制度、生活支援に関する情報の周知を推進するため、多様な情報媒体の活用や研修会の開催等を通じ、全ての市民が必要な情報を得ることができ、福祉に関心を持つことができるための取り組みを行います。

市民や事業者・地域の役割

- 互いに近所や地域のことについて関心を持つよう意識します。
- 地域やコミュニティの行事に参加するとともに、参加に向けた声かけを意識します。
- 年齢や障がいの有無、国籍にかかわらず、地域での交流に参加するよう意識します。

地域に関心を持ちましょう

鹿嶋市の役割

- 地域福祉に関する法律や制度等について、市の広報紙やホームページによる周知・啓発の一層の充実に取り組みます。
- コミュニティや地域に参加する機会を創出するとともに、団体等の支援を行います。
- 全ての人が、情報を伝達・共有することができるよう、伝達手段の多様化や担い手の育成を行います。

社会福祉協議会の役割

- 地域福祉に関する法律や制度、ボランティア情報や福祉情報等について、社協の広報紙やホームページ、市広報紙など多様な手段を活用した周知・啓発の一層の充実に取り組みます。
- コミュニティや地域に参加する機会を創出するとともに、団体等の支援を行います。
- 全ての人が、情報を伝達・共有することができるよう、伝達手段の多様化や担い手の育成に取り組みます。

市民や事業者・地域の取組

- 自治会活動の活性化に取り組みます。
- 自治会、シニアクラブ、子ども会をはじめとする地域活動に参加します。
- 健康づくりや地域スポーツに参加します。

社会福祉協議会の取組

- 各種媒体による情報発信
 - 広報紙えがおの発行（点字広報・声の広報）
 - 地区社会福祉協議会の広報紙による情報発信
 - ホームページ及びインスタグラムでの情報発信
 - ボランティアセンター公式LINEでの情報発信
 - 広報かしま、市公式LINEを活用した情報発信
 - FMかしまを活用した情報発信
 - その他地域情報誌を活用した情報発信

鹿嶋市の取組

- 自治会活動の支援と加入の促進
 - 自治会加入PR活動(市報・FM・チラシ)／区長・行政委員の研修〔市民活動支援課〕
- 民生委員・児童委員の活動支援
 - 各地区民生委員・児童委員協議会定例会における研修〔生活福祉課〕
- コミュニティにおける男女共同参画の推進
 - 男女共同参画推進委員会／男女共同参画フォトコンテスト／情報紙「ウイング」発行／高校生のためのライフプランニング講座〔市民活動支援課〕
- 生涯学習・スポーツ活動の推進
 - まちづくり出前講座の開催（全58講座）〔社会教育課〕
 - 高齢者各種スポーツの運営支援〔スポーツ推進課、介護長寿課〕
 - 鹿行身体障害者スポーツ大会の運営支援〔生活福祉課〕
 - シニアクラブ活動支援／シルバー人材センター活動支援／シルバーリハビリ体操教室活動支援〔介護長寿課〕
 - 生きがいづくり・健康づくり支援〔中央公民館〕
- 自然や歴史を活かした地域への愛着を育む体験学習
 - 鹿嶋語り部の会による鹿嶋の民話普及／語り部養成講座（全6回）〔社会教育課〕
 - 親子教室やウォーキング大会／北浦一周歩く会やサイクリング／かるた大会〔中央公民館〕

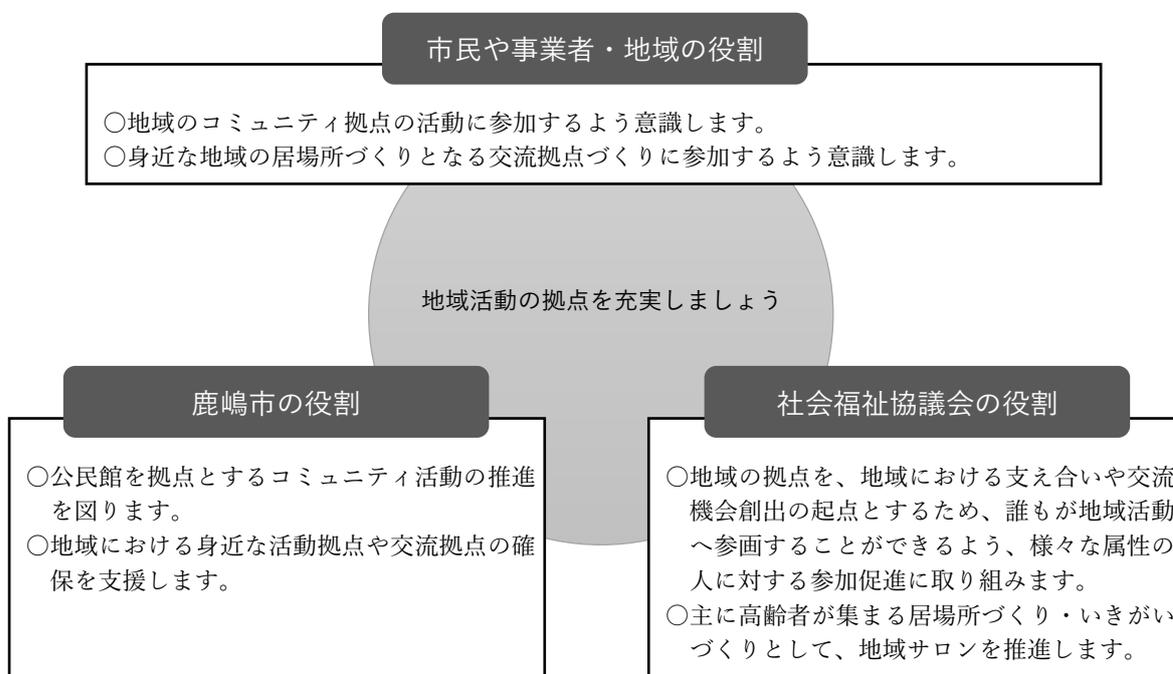
施策 1 - 2 交流の場づくりの支援

目指す方向性

身近な地域で交流や支援のネットワークを形成するため、世代や性別、国籍に関わらず、全ての人が利用できる居場所づくりを支援し、地域活動の拠点としての充実を支援します。

そのため、市は、市内の公民館を拠点とするコミュニティ活動の推進を図るとともに、地域における身近な活動拠点や交流拠点の確保を支援します。

また、社会福祉協議会や市民は、このような場を、地域における支え合いや交流機会創出の起点とするため、誰もが地域活動へ参画することができるよう、様々な属性の人に対する参加促進に取り組みます。



市民や事業者・地域の取組

- 近所同士の声掛けやあいさつを意識し実践します。
- 新しい参加者や多様な世代が参加できる交流機会をつくります。
- 居場所や情報交換の場となるよう地域サロン活動の充実を図ります。
- 感染症対策を行いながら、地域活動の継続・充実に努めます。
- 地域活動や行事に積極的に参加するとともに、誘い合いにより参加を促進します。

社会福祉協議会の取組

- ふれあい交流事業の実施
 - 福祉まつり「みんなのひろば」の開催
 - 地区社会福祉協議会の運営支援
 - 地域サロン活動の支援及び助成金の交付
 - 地域サロン活動の交流会の開催
 - アシストタイム事業の開催
 - ボランティア交流会の開催
 - 老人福祉センターの利活用の周知

鹿嶋市の取組

- 公民館の運営
 - 夏祭り／公民館まつり／住民体育祭／各種学級／セミナー／高齢者学級／健康講座
社会福祉活動〔中央公民館〕
- 地域活動と交流の拠点の整備・運営
 - 地域の子育て広場・子育て支援センター〔こども相談課〕
 - 老人福祉センター〔介護長寿課〕
 - 地域活動支援センター・就労系事業所・生活介護(通所)〔生活福祉課〕
- 小中学校と地域住民の交流の促進
 - 市内小中学校全17校における高齢者との交流行事〔教育指導課、総務就学課、幼児教育課〕
 - 市内公立幼稚園・保育園等における高齢者との交流行事
〔教育指導課、総務就学課、幼児教育課〕
- 世代間交流の推進
 - 鹿嶋市健康づくりスポーツ教室〔スポーツ推進課〕
 - 放課後(休日)子ども教室(各地区公民館)〔社会教育課〕
 - 保育体験実習の受入／児童クラブとふれあいサロン高齢者との交流会
〔社会教育課、こども相談課、幼児教育課〕

施策 1 - 3 地域活動の担い手の育成

目指す方向性

地域における様々な活動の担い手の育成に向け、地域コミュニティへの加入促進や人材確保を支援します。

そのため、市は、地域福祉、生涯学習・文化・スポーツ活動等、あらゆる機会を活用し、地域に携わるきっかけを創出するとともに、社会福祉協議会と連携しながら、地域活動や支え合いへの参加に対する周知について一層の強化を進めます。また、福祉活動を担っている団体の活動を支援するため、人材交流、活動内容、ニーズ、法律制度等に関する情報提供の一層の充実に努めるとともに、団体相互の交流や連携を促進する機会を創出します。

一方、市民は、それぞれのコミュニティをはじめとする各種の活動を通じて、地域コミュニティへの参加に向けた“つながり”づくりに取り組みます。

市民や事業者・地域の役割

- コミュニティや地域活動に参加することを意識します。
- 友人・知人、近所の人などに、コミュニティや地域活動への参加を促すことを意識します。

活動に参加する機会をつくりましょう

鹿嶋市の役割

- 地域活動や支え合いへの参加について、広報紙やホームページなどを通じた発信を一層強化します。
- 福祉活動を担っている団体の活動を支援するため、福祉制度や支援制度に関する情報提供の一層の充実に努めます。
- 団体相互の交流や連携を促進する機会を創出します。

社会福祉協議会の役割

- 地域活動に対する支援や参加促進のための啓発を行います。
- 団体相互の交流や連携を促進する機会を創出します。
- ボランティア活動に関する様々な講座を行い、地域活動の担い手を育成します。

市民や事業者・地域の取組

- 若い世代も参加しやすい地域活動とするため、内容の見直しや工夫について話し合います。
- 地域活動やイベント、スポーツ等のあらゆる機会を生かし、若い世代との交流機会を創出します。
- 防災訓練や清掃活動等、全ての世代が参加しやすい活動機会を生かし、地域での交流を深めます。

社会福祉協議会の取組

- ボランティア活動参加への呼びかけ
 - 各種媒体による情報発信
 - 地区社会福祉協議会の支援・交流事業の開催
 - 傾聴ボランティア講座の開催
 - 地域サロン作り方講座の開催
 - 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

鹿嶋市の取組

- 広報・情報提供の充実
 - 広報かしま／鹿嶋市ホームページ／FMかしま「おしえてかしま」／子育てハンドブック／「かしま子育てねっと」／子育て応援サイト「ママフレ」／かしまスポーツナビ(スポーツ専用HP)／鹿嶋市ツイッター／中央公民館だより「よろこび」〔関係各課〕
- 生涯学習・スポーツ活動の推進〔再掲〕
 - まちづくり出前講座の開催（全58講座）／市民講師の情報提供〔社会教育課〕
 - 高齢者各種スポーツの運営支援〔スポーツ推進課、介護長寿課〕
 - 鹿行身体障害者スポーツ大会の運営支援〔生活福祉課〕
 - シニアクラブ活動支援／シルバー人材センター活動支援／シルバーリハビリ体操教室活動支援〔介護長寿課〕
 - 生きがいつくり・健康づくり支援〔中央公民館〕
- 自然や歴史を活かした地域への愛着を育む体験学習〔再掲〕
 - 鹿嶋語り部の会による鹿嶋の民話普及／語り部養成講座（全6回）
 - 親子教室やウォーキング大会／北浦一周歩く会やサイクリング／かるた大会
- NPOなどの活動支援と連携の推進
 - NPO認証業務〔市民活動支援課〕
 - 市民活動支援制度／市民活動団体研修会(年1回)／イベント等における市民活動団体のPR(年1回)〔市民活動支援課〕
- 民間事業者とのネットワーク化
 - 鹿嶋市地域自立支援協議会〔生活福祉課〕
 - 鹿嶋市要保護児童対策地域協議会／個別ケース検討会〔こども相談課〕
 - 鹿嶋市地域包括ケアシステム推進協議会／地域ケア会議〔介護長寿課〕
 - 発達障がい児などの対応について医療機関・福祉センター・保育所(園)・幼稚園等と連携〔保健センター〕
 - 障がい福祉サービス等について、保健センターや保育所(園)・幼稚園等、事業所等と連携〔保健センター〕

■基本目標－２ 多様な主体が参加する支え合う仕組みづくり

施策２－１ 地域づくりや問題解決に対する支援の強化

目指す方向性

多様化する福祉課題に対応するため、支援を必要とする当事者に対して適切に対応できる体制の確保と、地域づくりや地域課題の解決に取り組む主体の支援を推進します。

そのため、市は、関係部署や社会福祉協議会との情報共有を推進するとともに、民生委員・児童委員をはじめとした住民や自治会等の地域組織、事業所等との連携強化に取り組むとともに、重層的支援の実現に向けた体制づくりやコーディネート機能、窓口機能の充実に取り組みます。

市民や事業者・地域の役割

- 地域や近所のことに関心を持つことを意識します。
- 民生委員・児童委員の活動を理解し、活動に協力することを意識します。
- 事業者は地域の見守りに参加することを意識します。

地域づくりや問題解決に取り組みましょう

鹿嶋市の役割

- 関係部署や社会福祉協議会との情報共有を推進し、地域や支援を必要とする人の支援強化に向けた体制を強化します。
- 重層的支援の実現に向けた体制づくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員をはじめとした住民や自治会等の地域組織の活動に対する理解を深めるため、情報発信や活動支援を行います。
- 事業所等に対し、地域課題解決に向けた連携強化に対する啓発に取り組みます。

社会福祉協議会の役割

- 鹿嶋市と連携しながら、地域づくりや地域課題の解決に対する取り組みを推進します。
- 支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、必要な福祉サービスにつなぎます。
- 支え合いの仕組みづくりを進めます。

【セーフティステーション活動】

・「安全・安心なまちづくりに協力」「青少年環境の健全化への取り組み」を大きな２本の柱とする活動。



地元警察	地域社会	行政機関
コンビニエンスストアの活用 ●24時間営業が主体 ●深夜も従業員が稼働 ●地域の要所に点在		
■安全、安心なまちづくりに協力		
防犯対策 ①自主防犯（強盗・万引きなどの防止対策）体制の強化 防災対策 ②緊急事態（災害・事故・急病人など）に対する110番、119番 安全対策 ③女性・子どもなどの駆け込みへの対応 ④高齢者・身体障がい者の方への買物のお手伝いと連絡 ⑤地域顧客への安全情報の発信、提供 ※警察署・交番・交通安全協会・消防署などとの連携	■青少年環境の健全化への取り組み ①20歳未満者への酒類・たばこの販売防止 ②18歳未満者への成人向け雑誌の販売・閲覧防止 ③少年少女非行化の防止 ・「近隣住民の迷惑となるたまり場化」 ・「営業の妨害となるたまり場化」 ※警察署・少年サポートセンター・青少年育成団体・学校・PTAなどとの連携 ■関連事項への取り組み ①店舗周辺の清掃徹底 ②地域との交流・連携の強化	

市民や事業者・地域の取組

- 行政区、民生委員・児童委員などの役割を理解し、問題解決に向けて連携を図ります。
- 地域共生社会や重層的支援事業についての理解を深めます。
- 市民や事業者の目線で、支援が必要な人に対して、できることを考え実践します。

社会福祉協議会の取組

- 福祉関係機関との連携強化
 - 小地域福祉活動（地区社会福祉協議会）の推進
 - 生活支援体制整備事業（第2層協議体）の運営支援
 - 生活困窮者の支援
 - フードバンクによる食の支援
 - きずなBOXの設置・管理

鹿嶋市の取組

- 自治会活動の支援と加入の促進〔再掲〕
 - 自治会加入PR活動(市報・FM・チラシ)／区長・行政委員の視察研修
- 民生委員・児童委員の活動支援〔再掲〕
 - 各地区民生委員・児童委員協議会定例会における研修
- 民生委員・児童委員、青少年相談員活動の推進
 - 各地区民生委員・児童委員協議会定例会における研修〔生活福祉課〕
 - 青少年相談員連絡会における研修〔社会教育課〕
- 地域福祉推進委員による見守り活動の推進
 - 地域福祉推進委員の配置〔介護長寿課〕
- 地域コミュニティプランを活用した地域の見える化
 - 各地区まちづくり委員会活動〔中央公民館〕
- 福祉に関する講座・研修会の実施
 - 各地区まちづくり委員会活動〔中央公民館〕
 - 発達障がいに関する講演会／人権啓発活動〔生活福祉課〕
 - 認知症予防講習会／家族介護者教室／在宅医療介護連携拠点事業／認知症サポーター養成講座／認知症疾患医療センター市民向け講習会〔介護長寿課〕
 - 思春期に関する講習会〔社会教育課〕
- 重層的支援体制の整備
 - 重層的支援コーディネーターの育成
 - 庁内における各種相談支援体制の連携強化
 - 重層的支援会議の設置

施策 2 - 2 福祉活動団体への支援

目指す方向性

福祉分野の課題解決に取り組む団体を支援するため、ボランティア活動を行う団体の他分野への活動拡充や人材確保を支援します。

そのため、市や社会福祉協議会は、市民に対して、ボランティア活動を行う団体の情報発信を強化するとともに、ボランティア活動への参加を希望する人がボランティア団体に参加しやすくなるよう、各種情報提供やコーディネート機能の一層の強化に取り組みます。

市民や事業者・地域の役割

- ボランティア活動に関心を持ち、参加するよう意識します。
- 多くの人がボランティア活動に参加するよう、互いに声を掛け合うことを意識します。

地域福祉活動に参加しましょう

鹿嶋市の役割

- 広報紙やホームページを通じて、ボランティア活動に対する情報発信を強化します。
- ボランティア活動に参加しやすくなるよう、窓口やコーディネート機能の充実に取り組みます。

社会福祉協議会の役割

- ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの運営を行います。
- ボランティア活動への参加を促進するため、情報提供や各種支援の充実に努めます。
- ボランティア養成講座や交流の機会を設け、ボランティア活動の普及・啓発に努めます。

市民や事業者・地域の取組

- ボランティア活動について関心を持ち、イベント等を通じて体験してみます。
- ボランティア団体やボランティア活動に参加してみます。

社会福祉協議会の取組

- 既存の活動団体の支援
 - シニアクラブ連合会の運営支援
 - 身体障害者福祉協議会の運営支援
 - 遺族会の運営支援
 - その他、福祉活動団体の支援
 - ボランティア養成講座や交流会の開催
 - ボランティアの普及・啓発活動

鹿嶋市の取組

- ボランティア活動への支援
 - 情報提供／社会福祉協議会の紹介／あっせん〔生活福祉課〕
 - 市民活動保険制度取り扱い〔市民活動支援課〕
 - 鹿嶋市ボランティア活動交付金〔市民活動支援課〕
 - 子育て支援団体との連携・支援〔こども相談課〕



ボランティア養成講座



ボランティア交流会

施策 2-3 人材の育成

目指す方向性

地域や福祉分野で活動する人材確保を強化します。そのため、市や社会福祉協議会は、情報提供や研修機会の充実に取り組み、地域や福祉分野における活動に関する啓発を推進します。

また、全ての市民が地域や福祉分野における課題を、“我が事”として意識できるよう、課題やニーズについての情報発信に取り組みます。

さらに、多様化、複雑化する課題やニーズに対応するため、重層的支援をコーディネートする人材の育成を図ります。

市民や事業者・地域の役割

- 地域活動や福祉活動に関心を持ち、参加することを意識します。
- 地域や福祉を“我が事”と捉え、支え合いの大切さを意識します。

地域や福祉活動に携わる人材を育てましょう

鹿嶋市の役割

- 地域や福祉分野における活動に関する啓発を推進するため、情報提供媒体の多様化や内容の充実に取り組むとともに、セミナーや講座の開催を行います。
- 地域や福祉における課題やニーズについての情報発信に取り組み、全ての人が“我が事”として意識できる環境づくりを推進します。
- 重層的支援の実現に向け、組織の連携強化やコーディネートする人材の育成を図ります。

社会福祉協議会の役割

- 地区社会福祉協議会活動などを通じて、地域で福祉活動について検討する場や情報交換を行う機会を創出します。
- 地域で福祉活動を担う組織や幅広い年代層で人材の育成を図ります。

市民や事業者・地域の取組

- 地域活動や福祉活動に関する理解を深め、実際に参加してみます。
- 身近な地域や隣近所について関心を持ちます。

社会福祉協議会の取組

- 地域活動参加への呼びかけ
 - 地区社会福祉協議会の支援
 - 点字講座及び手話講座等ボランティア育成講座の開催
 - 福祉まつり「みんなのひろば」等社会福祉ボランティア事業に対する中高生への参加呼びかけ

鹿嶋市の取組

- 地域活動の人材の育成
 - 子ども会指導者研修会〔社会教育課〕
 - 食生活改善推進員養成講座／自殺予防ゲートキーパー養成講座〔保健センター〕
 - シルバーリハビリ体操指導士養成講座〔介護長寿課〕
- 福祉・保健の専門相談員の育成・配置
 - 家庭相談員／母子父子自立支援員〔こども相談課〕
 - 身体障害者相談員／知的障害者相談員／障害者地域生活支援相談員〔生活福祉課〕
 - 介護予防支援員／地域ケアコーディネーター／生活支援コーディネーター／認知症地域支援推進員〔介護長寿課〕
 - 精神保健相談員／保健師／管理栄養士〔保健センター〕
 - 個別相談講師(言語聴覚士／心理発達相談員／理学療法士／作業療法士)
／相談支援専門員〔総合福祉センター〕
 - 相談支援専門員、介護福祉士等の研修の参加促進
 - 重層的支援コーディネーターの育成

施策 2 - 4 地域福祉活動の推進

目指す方向性

市民が互いに支え合う地域づくりを進めるため、市民一人ひとりが地域課題を“我が事”として捉え、主体的に行動する環境づくりを推進するとともに、地域においては、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域における小地域活動を継続するため、地域福祉の必要性について地域住民が理解を深めるとともに、地域住民の参画を促進します。

そのため、市は、地域福祉活動の充実・強化に向け、社会福祉協議会と連携しながら、各種情報提供や市関係部署との情報共有を推進するとともに、地域課題やニーズについて情報交換を行い、市民や関係者で共有する機会を通じ、小地域活動を担う人材の育成を行い、小地域活動の推進を図ります。

市民や事業者・地域の役割

- それぞれが持つ経験や知識を地域活動に生かすことを意識します。
- 年齢の異なる世代との交流を意識します。
- 地域づくりや福祉活動について学ぶ機会に参加することを意識します。

小地域活動に取り組みましょう

鹿嶋市の役割

- 地域福祉活動の充実・強化に向け、社会福祉協議会と連携しながら、各種情報提供や市関係部署との情報共有を推進します。
- 地域課題やニーズについて情報交換を行い、市民や関係者で共有する機会を通じ、小地域活動を担う人材の育成を行います。

社会福祉協議会の役割

- 小地域福祉活動の推進に向け、地域との連携強化を図り、地域課題やニーズへの具体的な対応に取り組みます。
- 地域福祉活動の充実・強化に向け、市関係部署や関係機関と情報共有を図り、連携を強化します。
- 地区社会福祉協議会、地域サロン活動団体、シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協議会など福祉活動の支援を行います。

市民や事業者・地域の取組

- 地域における課題解決や活動強化に向け、地域組織の充実を図ります。
- 新しい担い手の確保に取り組みます。

社会福祉協議会の取組

- 地域福祉活動団体の支援
 - 地区社会福祉協議会の財政・運営支援
 - 地域サロン活動団体の財政・運営支援
 - 生活支援体制整備事業（第2層協議体）の運営支援
 - 地区社会福祉協議会の研修会・情報交換会
 - シニアクラブ連合会の運営支援
 - 身体障害者福祉協議会の運営支援
 - 遺族会の運営支援
 - その他、福祉活動団体の支援



サロン活動



シニアクラブ



地区社協懇談会

□地域支え合い体制の推進

- 各地区まちづくり委員会活動の支援〔中央公民館、関係各課〕
- 社会福祉協議会への支援〔生活福祉課〕
- 各種地域活動の支援、各団体の連携強化・情報共有
〔市民活動支援課、生活福祉課、関係各課〕
- 生活支援体制整備事業

□子ども・子育て支援と家庭教育の支援

- 妊娠中からの子育て講座(年3回)／マタニティクラス(年2回×6コース)／ペアコース(年6回開催)／乳児家庭全戸訪問／「こころの発達相談」／育児相談〔保健センター〕
- 家庭相談員／母子父子自立支援員／地域の子育て広場(5か所)／育児サークルづくりの支援／ファミリー・サポート・センター事業(子育てサポーター)〔こども相談課〕
- 放課後(休日)子ども教室(市内10小学校)／放課後児童クラブ(市内12小学校)／子育て講演会／家庭教育を考える集い／訪問型家庭教育支援〔社会教育課〕
- 地区体育祭と運動会の合同開催／市立幼稚園の未就学児ふれあい
〔総務就学課、幼児教育課〕
- 市立幼稚園の未就学児ふれあい事業〔幼児教育課〕
- 子育て講座・親子参加の講座〔中央公民館〕

□青少年の健全育成の推進

- ①フロンティア・アドベンチャー事業(小学生)／心とからだの講演会(中学生)／メディア教育講演会(中学生)〔社会教育課、中央公民館〕
- ②あいさつ声かけ運動(市内全小中学校17校／特別支援学校1校)〔社会教育課〕
- ③鹿嶋市子ども会育成連合会・鹿嶋市青少年育成市民会議・ガールスカウト茨城県第41団の支援及び連携を強化〔社会教育課〕
- ④有害環境浄化活動(自動販売機立入調査等)／青少年相談員配置・巡回／青少年相談員研修会
〔社会教育課〕

□高齢者の地域包括ケアの推進

- 高齢者福祉サービス(市独自)〔介護長寿課〕
- 介護保険サービス〔介護長寿課〕
- 地域包括支援センター／地域包括ケアシステム推進協議会／地域ケア会議〔介護長寿課〕
- 介護予防生活支援サービス事業／一般介護予防事業〔介護長寿課〕
- 在宅医療・介護連携推進事業／生活支援体制整備事業／認知症総合支援事業〔介護長寿課〕
- 成年後見制度〔介護長寿課〕
- ひとり暮らし高齢者の見守り(地域福祉推進委員)〔介護長寿課〕

□障がい者福祉の充実

- 障がい福祉サービス／障がい児福祉サービス〔生活福祉課〕
- 相談支援／相談支援事業所との連携〔生活福祉課〕
- 地域生活支援事業(意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業など)〔生活福祉課〕
- 成年後見制度〔生活福祉課〕

■基本目標－3 必要な福祉サービスにアクセスできる環境づくり

施策3－1 だれでも・どこでも相談できる体制の整備

目指す方向性

世代や性別、国籍などに関わらず、支援を必要とする人が、生活上の様々な課題や問題解決のためには、いつでも相談できる窓口づくりが必要です。また、窓口においては、課題が多様化・複雑化する中で、気軽に相談できる環境を整え、誰のどのような不安、問題でも受け止め断らない相談体制づくりが重要になります。

市では、市役所や鹿嶋市総合福祉センターにおいて、行政と社会福祉協議会の相談窓口を設置し、多様な福祉課題に対する相談支援体制の構築を図っていますが、今後は、福祉分野の一層の連携強化を図るとともに、窓口対応機能や情報共有を進め、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

市民や事業者・地域の役割

- 行政や社会福祉協議会の支援体制を理解するよう意識します。
- 自身や家族の悩み、近隣での相談を抱えた時には、相談窓口で相談することを意識します。
- 住んでいる身近な地域の課題を理解するよう意識します。

気軽に相談できる環境を創りましょう

鹿嶋市の役割

- 社会福祉協議会と連携しながら、相談窓口を中心とする相談支援体制の一層の充実を図ります。
- 福祉分野の一層の連携強化を図るとともに、窓口対応機能や情報共有を進め、包括的な相談支援体制の構築を目指します。
- 市民にとって身近な施設である公民館について、地域福祉の拠点として対応力の強化を図ります。

社会福祉協議会の役割

- 地域や日常生活における困りごとや悩みごとを抱えた方が、気軽に相談でき、相談ごとの軽減や解決を図れるよう、相談機能の充実に取り組みます。
- 関係機関と連携を深め、包括的な相談支援体制の構築に努めます。

市民や事業者・地域の取組

- 家族や近所のことについて、我が事としてとらえる意識を持ちます。
- 困りごとや悩みごとを持つ人を、支援できる主体（地域、社会福祉協議会、鹿嶋市等）とつながります。

社会福祉協議会の取組

- 相談事業の取り組みと関係機関との連携
 - 福祉心配ごと相談所の開催
 - 弁護士による福祉無料法律相談所の開催
 - 福祉に関する総合相談窓口
 - 民生委員児童委員との連携・対応
 - 行政機関・地域包括支援センターとの連携・対応

鹿嶋市の取組

- 専門相談窓口の充実
 - 地域包括支援センター(4圏域：だいどう・なかの・かしま東・かしま西)〔介護長寿課〕
 - 多様な相談内容に対応する総合相談窓口〔市民活動支援課〕
 - 障害者地域生活支援相談員による総合相談窓口〔生活福祉課〕
 - 地域子育て支援センター／子ども家庭総合支援拠点〔こども相談課〕
 - 保健師による育児相談・健康相談、栄養士による栄養相談窓口／子育て世代包括支援センター(りぼん)〔保健センター〕
 - 相談支援専門員による障がい児相談窓口〔総合福祉センター〕
- ひとり親家庭の支援
 - 母子自立支援プログラム策定／母子福祉資金貸付事業〔こども相談課〕
 - 家庭相談員／母子父子自立支援員〔こども相談課〕
- 生活困窮者に対する相談支援
 - 生活困窮者家庭の把握／相談支援〔生活福祉課〕
 - 自立相談支援事業／住居確保給付金〔生活福祉課〕
 - 生活困窮者家庭の子どもの学習支援〔生活福祉課〕
 - 就学に必要な経費の援助(就学援助費)〔総務就学課〕
- 命を守る取り組み
 - 虐待防止センター〔生活福祉課、こども相談課、介護長寿課〕
 - 要保護児童対策地域協議会〔こども相談課〕
 - 自殺予防ゲートキーパー養成〔保健センター〕
- 生活環境のバリアフリー化
 - 道路・歩道／保育園／小中学校／公園／運動施設(屋内プール、多目的グラウンド等)／公民館などのバリアフリー化〔関係各課〕
 - 「地域公共交通計画」の策定／一次交通の維持及び市内公共交通の充実〔政策秘書課〕
 - 重度障がい者に対するタクシー初乗り分のタクシー券配布〔生活福祉課〕
- 重層的支援体制の整備
 - 重層的支援コーディネーターの育成
 - 庁内における各種相談支援体制の連携強化
 - 重層的支援会議の設置

施策3-2 自分らしく生活できる取り組みの推進

目指す方向性

認知症の人や成年後見制度を必要とする人、生活支援を必要とする人など、日常生活において支援を必要とする人が、自分らしく安心して生活できる環境づくりを目指し、医療・介護、予防、生活支援、住まいの確保など、必要なサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、高齢化が進む中で、フレイルの改善や進行の予防への対応や、成年後見制度といった権利擁護に対する取り組みも重要となることから、高齢者の介護予防や生活支援に向けた適切なサービスの提供ができるよう、生活支援コーディネーターや協議体の設置等の体制整備を進めます。

市民や事業者・地域の役割

- 地域共生社会の理念や地域包括ケアシステムの理解を深めることを意識します。
- 地域における支え合いを推進するため、地域活動に参加することを意識します。
- 異なる世代の課題や悩みを理解し共有することを意識します。

自分らしく生活できる環境を創りましょう

鹿嶋市の役割

- 市広報紙やホームページを通じて成年後見制度の周知・啓発に努めます。
- 権利擁護が必要な方への支援に資する地域連携ネットワーク機能を強化します。
- 成年後見制度の申立人がいない場合等の市長申立て手続きや、経済的な理由で制度利用が難しい方に対し、報酬・申立て費用の助成を行います。
- これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- フレイルの改善や予防、権利擁護などの新しい課題に対する取り組みを強化します。
- 暮らし慣れた地域での生活を支援するため、コーディネーターの育成や重層的支援に向けた協議体の設置に取り組みます。

社会福祉協議会の役割

- 支援を必要とする人が、住み慣れた地域で生活できるよう、必要な情報やサービスを提供できるよう取り組みます。
- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分で、親族などの援助が得られない人に対し、自立した生活が送れるよう支援します。
- 心と身体の健康づくりを推進します。

市民や事業者・地域の取組

- 家族や地域の高齢者を支え見守ることを意識し、可能な範囲で支援に参加します。
- 我が事としてとらえ、健康づくりや社会参加に取り組みます。

社会福祉協議会の取組

□自立支援

- 各地区社会福祉協議会と連携し福祉講座を開催
- 日常生活自立支援事業の実施
- 高齢者の認知症及びフレイル予防の推進
- 各種福祉サービスの相談・支援・仲介



ふれあいサロン



フレイル予防の推進

鹿嶋市の取組

□ライフステージに応じた健診・検診と健康づくり事業の実施

- 特定健診／各種がん検診／乳幼児健診〔保健センター〕
- 生活習慣病予防講演会(5回)／ワイワイ食生活講座(4回)／学校における性教育〔保健センター〕
- 健康相談(公民館まつり)／育児相談／家庭訪問／随時訪問・相談〔保健センター〕
- 心理相談(年32回)／こころの相談／お酒の相談〔保健センター〕
- 子どもの「こころの発達相談」／育児相談／産後うつや育児不安などに関する相談〔保健センター〕
- ひきこもりに対する支援〔保健センター、生活福祉課〕
- フレイルの改善や進行予防に向けた情報発信・講習〔保健センター〕

□食育の推進

- 栄養相談・指導(健診結果説明会、乳幼児健診・育児相談等)／食育リーフレット配布／鹿嶋市食育推進研修会／マタニティクラス／離乳食講座／食育通信の提示／食生活改善推進員による食育推進事業〔保健センター〕
- 小学校でのさつま芋の栽培と収穫／地場産品(特別栽培米・シラス)給食(市立幼稚園・小中学校)〔農林水産課〕
- 給食だより、盛り付け図の毎月発行／日本、世界の郷土食献立／茨城の食材を使用した献立／栄養教諭による食育の授業・指導〔給食センター〕
- 食事だより・ぬり絵の発行／野菜の栽培・収穫／クッキング体験／バイキング給食の実施／支援センターでの栄養講話／親子クッキング〔こども相談課、幼児教育課、保健センター〕

□スポーツに親しめる環境の整備

- 鹿嶋市スポーツ協会等(各スポーツ団体)の支援／各種スポーツ大会の開催〔スポーツ推進課〕
- 市民のスポーツ・健康づくり事業(体験会・教室等)の開催〔スポーツ推進課〕
- スポーツ指導者の育成・支援／スポーツカレッジの開催／スポーツ指導者研修会・講習会の開催〔スポーツ推進課〕
- 障がい者スポーツ・ニュースポーツ等の普及〔スポーツ推進課〕
- かしまスポーツナビ(HP)／各スポーツ団体の広報紙発行〔スポーツ推進課〕
- カシマスポートセンター／ト伝の郷運動公園多目的球技場／高松緑地公園内運動施設／市民センター体育館／北海浜多目的球技場／新浜緑地運動施設／はまなす公園球場／大野第1球場／高松球場／いきいきゆめプール／学校スポーツ施設の開放〔スポーツ推進課〕

□医療体制の充実

- 鹿嶋・神栖・潮来市協定による救急医療体制支援(地域内の二次救急4医療機関への休日・夜間診療業務、夜間救急診療)／鹿行南部初期救急センター支援／市内二次救急告示病院救急医療体制強化のため支援／休日の診療体制確保のための委託事業〔保健センター〕
- 夜間小児救急診療所の365日開設／診療所運営費用の共同支援(鹿嶋市・神栖市・潮来市・銚田市・行方市)〔保健センター〕

施策3-3 暮らしやすい地域環境づくり

目指す方向性

日常生活や身近な地域での活動や交流に参画するためには、移動や外出は不可欠なものです。車による移動に依存する地域であり、高齢化の進行に伴い移動手段の確保が重要となります。

そのため、市や社会福祉協議会では、移動や外出に困難を抱える人も、不自由なく暮らすことができ、地域や社会に参画できるよう、日常生活における移動やコミュニケーションのバリアを取り除き、誰もが地域や社会に参加できる環境づくりを推進します。

市民や事業者・地域の役割

- 公共交通機関を積極的に利用することを意識します。
- 地域における移動手段について話し合うことを意識します。
- 車を使わない（使えない）場面での生活のあり方を意識します。

コミュニケーションのバリアを取り除きましょう

鹿嶋市の役割

- 移動や外出を支援するため、移動手段の充実に取り組みます。
- NPOなどの移動支援サービスを支援します。

社会福祉協議会の役割

- NPOなどの移動支援サービスを支援します。
- ボランティアやNPOなどが実施する移動支援の活動を支援します。
- 市内の公共交通などに関する情報を提供します。
- 車いすの貸出を行います。

市民や事業者・地域の取組

- 公共交通や移動手段の確保等に関する行政施策について関心を持ちます。
- 免許返納制度について理解するとともに、身近な人の返納を支援します。

社会福祉協議会の取組

- 情報の提供及びボランティア活動の運営支援
 - 地域での話し合いの場などで市内の公共交通などに関する情報を提供
 - ボランティア講座の開催
 - 車いすの無料貸し出し（原則2週間以内）

鹿嶋市の取組

- 移動手段の確保
 - 「地域公共交通計画」の策定／一次交通の維持及び市内公共交通の充実〔再掲〕
 - 重度障がい者に対するタクシー初乗り分のタクシー券配布〔再掲〕

施策3-4 情報技術を活用した福祉サービスの向上

目指す方向性

支援を必要とする人の課題が複雑化・多様化する中で、効果的に福祉サービスを提供するためには、重層的支援体制の整備とともに、サービスを提供する側においても、必要な情報の共有化や情報収集に関する負担の軽減を推進する必要があります。

そのため、市や社会福祉協議会では、積極的に情報技術の活用を図り、必要な情報の共有や管理の仕組みを構築します。

市民や事業者・地域の役割

- 情報技術に親しみ、必要な情報スキルを身に付けることを意識します。
- 情報技術の使い方の習得を通じて、交流や支え合いを意識します。

情報技術を積極的に活用しましょう

鹿嶋市の役割

- 市民に対し、情報技術の習得に向けた支援を行います。
- 必要な情報の共有や管理を適正に行うため、職員の情報スキル向上、管理体制の整備に取り組みます。

社会福祉協議会の役割

- 必要な情報の共有や管理を適正に行うため、職員の情報スキル向上、管理体制の整備に取り組みます。
- 広報活動で情報発信している内容が様々な年代の人の目に触れやすくなるため、講座などに取り組みます。

【デジタル活用支援推進事業（総務省）】

デジタル、はじめる!

スマホの向こうの新しい世界へ

デジタル活用支援

総務省
デジタル活用支援推進事業

参加無料
スマホの活用方法が学べる
デジタル活用支援 講習会 開催中

スマホの基本的な使い方から、さまざまな行政手続き方法まで、デジタル初心者でも安心してスマホの活用方法を学べる講習会です。お近くの開催場所は、下記までお問い合わせください。専門の研修を受けた「デジタル活用支援員」が丁寧に説明します。

総務省
デジタル活用支援センター 電話 03-5974-0129

スマホを使って、もっと暮らしを便利に!

遠くのご家族と顔を見ながら楽しく会話したり、インターネットで知りたいことを検索したり、自宅にいながらお医者さんの診察を受けられたり、確定申告などを手続きできたり…。

総務省では、スマホを上手に活用するための事業「デジタル活用支援推進事業」を実施しています。携帯ショップや地域の公民館などで、スマホの講習会を実施中。ぜひ、皆さまにご参加ください。

いろいろ学べる、スマホの使い方

- 総務省指定の研修を受けた「デジタル活用支援員」が丁寧に説明します。
 - 参加費は無料です。講座内容によっては、持参していただくものがあります。
 - 講習会では、商品やサービスを販売することはありません。
 - 受講者に年齢制限はありません。どなたでも、何回でも受講できます。
 - 講座の最新情報や開催場所については、次の電話番号にお問い合わせいただくか、または専用ポータルサイトでも確認できます。
- <https://www.deji-katsu.jp>

講習会開催地域や実施事業者のお問い合わせ
一般財団法人 日本データ通信協会 東京都豊島区東横2丁目11番1号 室町ビル7階
デジタル活用支援センター 電話 03-5974-0129

講座内容例

スマートフォンの基本的な利用方法を学ぶ「基本講座」

- 電源の入れ方、ボタン操作など
- 電話のかけ方、カメラの使い方
- アプリのインストール方法
- インターネットの使い方
- メールの使い方
- 地図アプリの使い方
- LINEなどのSNSの使い方

スマートフォンによる行政手続き方法を学ぶ「応用講座」

- マイナンバーカードの申請方法
- マイナンバーの活用方法
- マイナポイントの予約・申込み方法
- オンラインでの確定申告「e-Tax」の利用方法
- 医療機関のオンライン診療の方法
- オンラインでの行政手続きなど

※ 扱う講座内容は、講習会の実施場所（講習会の実施団体）ごとに異なります。詳しくは講習会のご予約時にご確認ください。

市民や事業者・地域の取組

- スマートフォンやパソコン等に触れる機会を増やします。
- スマホ教室や講習会に参加するとともに、互いに教え合う機会をつくります。

社会福祉協議会の取組

- 情報管理と体制整備
 - 職員のICT※1スキルの向上
 - SNS等ICT講座の開催

鹿嶋市の取組

- スマートフォン教室の開催
 - ・地区公民館等を活用し、ICTが不慣れな方々に対し、スマートフォン教室を開催する。(スマートフォンで市のサービスを受けられるぐらいのスキルを身につける)
- 経済的情報弱者支援
 - ・経済的理由でICTを利用できない方々に対する支援(自由にICT機器を使える場の提供等)
- マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン手続きの推進
 - ・マイナポータル「ぴったりサービス」を活用し、自治体DX※2推進計画に定められた27手続についてオンライン化する
 - ・クラウドサービスを活用した公的個人認証のいらない手続のオンライン化について、スモールスタートで始め、順次拡大を図る
- 情報システム標準化
 - ・自治体DX推進計画で定められた基幹系20業務システムについて、令和7年度までに国の策定する標準仕様に準拠し、ガバメントクラウドへ移行

※1 ICT

「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

※2 DX

「Digital Transformation / デジタルトランスフォーメーション」の略で、進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

目指す方向性

近年、自然災害の頻発化・激甚化がみられる中で、全ての人が安全・安心に暮らせる環境づくりが重要になっています。

そのため、地域におけるつながりづくりを支援するとともに、交通安全に対する啓発、災害時に助け合える関係を構築に向けた取り組みを強化します。また、市や社会福祉協議会では、災害時に支援を必要とする人の把握と避難を行う体制づくりを行います。災害発生時には、感染症対策を講じた避難所の運営及び避難後に支援を必要とする人への対応に努めます。

市民や事業者・地域の役割

- 食料や飲料水の備蓄、避難場所の理解など、災害への備えを意識します。
- 行政や地域が実施する防災訓練への参加を意識します。
- 防災に対する知識や情報を把握するとともに、近隣や地域での共有を意識します。
- 災害時に支援を必要とする人を把握し、適切に対応できるよう意識します。

みんなで万が一に備えましょう

鹿嶋市の役割

- 防災に関する情報発信や啓発を行い、防災意識を高めます。また、自主防災組織の活動や防災訓練の実施を支援します。
- 災害時に支援を必要とする人を把握するとともに、関係機関との連携、情報共有を図り、適切な避難支援につなげます。

社会福祉協議会の役割

- 災害時に、災害ボランティアセンターが迅速に設置運営できるよう、関係団体と協力体制を構築します。
- 災害時に支援を必要とする人を把握し、関係機関と連携して支援に取り組みます。
- 地区社会福祉協議会やボランティア活動を支援するとともに、地域のつながりの再構築に取り組みます。

市民や事業者・地域の取組

- 近所との挨拶など、日頃からのコミュニケーションをとります。
- 民生委員等とともに避難行動要支援者の避難を支援します。
- 防災訓練に参加し、防災意識や災害時の対応を学びます。
- 家庭内備蓄の確保等、災害への備えに努めます。

社会福祉協議会の取組

- 災害体制づくりの強化
 - 災害ボランティアセンター設置運営（訓練）の実施
 - 関係機関との連携強化
 - 地区社会福祉協議会の財政・運営支援
 - 児童生徒の登下校時の見守り活動の推進
 - 地域福祉推進委員によるひとり暮らし高齢者の見守り
 - 地域サロン活動等地域活動の推進によるつながりづくり

鹿嶋市の取組

- 地域を守る住民組織の育成
 - 自警団の設立支援／あいさつ運動やパトロール活動支援〔交通防災課〕
- 災害ボランティアセンターへの支援
 - 災害ボランティアセンターへの支援〔生活福祉課〕
- 自主防災組織の設立支援と地域防災の推進
 - 自主防災組織設立支援〔交通防災課〕
 - 総合防災訓練・避難所運営訓練／各地区防災訓練への協力・支援〔交通防災課〕
 - 地区防災訓練の実施〔交通防災課〕
- 避難行動要支援者等の避難支援体制の整備
 - 避難行動要支援者避難訓練／避難行動要支援者名簿の周知・情報更新・情報共有〔生活福祉課〕
 - 地域包括支援センター、地域福祉推進委員、介護サービス事業所・施設等との連携〔介護長寿課〕
- 福祉避難所等の避難場所の充実
 - 福祉避難所の設置〔生活福祉課〕
 - 各種備蓄品購入／ハザードマップの更新と周知／武力攻撃事態に対する特殊標章(国民保護に関する場所章)整備〔交通防災課〕

第5章

地区地域福祉活動計画

本章では、地域福祉ワークショップ（※）の成果から、各地区の地域福祉活動計画の目標や目指すべき姿と、住民の実践に向けたアイデアをそれぞれの地区ごとにまとめました。

※地域福祉ワークショップ

地区地域福祉活動計画の策定とともに、福祉活動を担う住民同士の交流を深めることを目的に次のとおり実施したものです。



【地域福祉ワークショップの概要】

開催日 10月29日（土）13：00～16：45、11月12日（土）13：00～16：45
対 象 鹿島区域（8小学校区）、大野区域（4小学校区）
場 所 鹿嶋勤労文化会館、大野ふれあいセンター
参加者 地区まちづくり委員会、地区社会福祉協議会、シルバーリハビリ体操指導士会、地域包括支援センター、地区公民館、鹿嶋市、社会福祉協議会等、計101名
講 演 「新型コロナの影響と新しい地域福祉」～これからの地域福祉活動を考える～
講 師 茨城県生涯学習・社会教育研究会会長 長谷川幸介
茨城県社会福祉協議会地域福祉アドバイザー 外岡 仁
グループワーク（小学校区ごとに分かれて協議）
テーマ「コロナ禍で変わったこと、変わらなかったこと」
「これからの地域活動で大切にしたいこと」
「前計画を振り返る」
「目標及び具体的な取り組みを考える」等

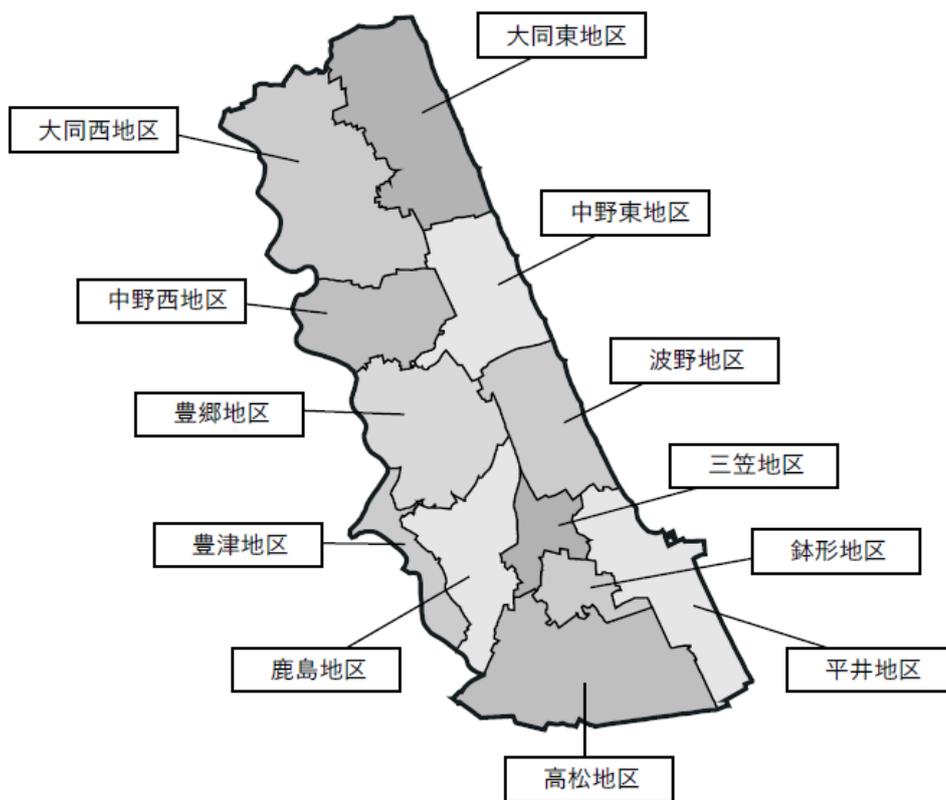
～市内12地区の小地域福祉活動～

地域社会における連帯感の希薄化、核家族化や少子高齢化の進展など社会全体の構造変化により、地域の中では子育ての不安、高齢者や障がいのある人の介護の悩みなど、日ごろの生活の場面でさまざまな課題を抱えています。

このような課題に対して、地域で支え合い、協力し、誰もが安心して生活できる「我が事・丸ごと」の地域づくりが必要です。

本市及び社会福祉協議会では、地域福祉に関するより身近な生活課題を把握し、住民が主体となった課題の解決に向けた適切な福祉サービスや地域活動の展開を図る範囲として、市内 12 小学校の学区を「地区」として定め、これらの地域を基本単位として地域福祉を推進していきます。

■鹿嶋市の地域福祉活動単位の 12 地区



1 波野地区



■地域の基本データ

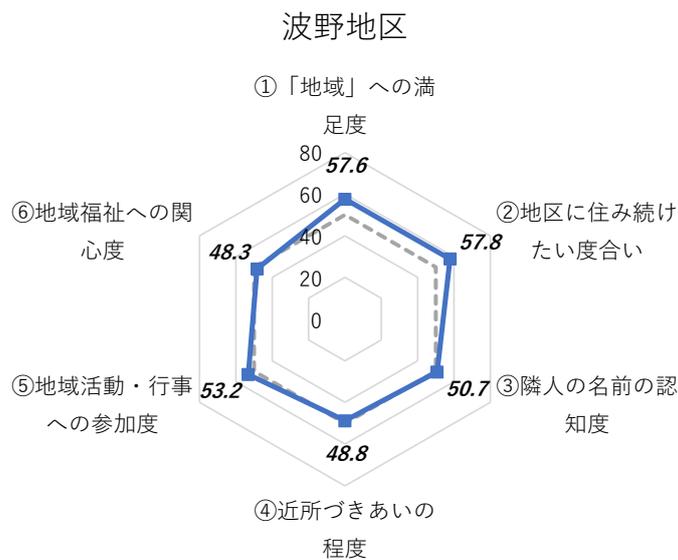
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
5,713 人 〔6位〕	2,391 世帯 〔7位〕	10 組織 〔4位〕	85 班 〔5位〕	50.6% 〔6位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
1,584 人 〔7位〕	27.73% 〔8位〕	2.6% 〔11位〕	161 人 〔9位〕	2.82% 〔11位〕	1,147 人 〔4位〕	20.08% 〔2位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ご近所さんとの交流。 ○元気な高齢者の活動の機会を作っていく。 ○人との関わりコミュニケーション。 ○世代間のつながりを工夫していく。 <p>【意気込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナやインフルエンザ感染に注意しながら、地域の事業を進めていく。 ○地域活動の目的を明確にしながら活動する。 	<p>【長期目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区社協の事業で波野小1・2年生の下校時見守りを継続していく。 ○事業の継続、回数を増やしたい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シルバーリハビリ体操を多くの人に伝えたい。利用者を増やしたい。 <p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動（美化活動）。
---	--

■ 具体的な取り組み

基本理念

伝えあう 波野の輪

第3期計画の目標

私達は、子ども達が安全に通学できるように見守り活動を行いましょう

私達は、地域の環境をキレイにしましょう

私達は、自治会活動を活性化していきましよう

私達は、高齢者等の外出支援を行いましよう

私達は、地域の交流を活性化しましよう

具体的な取り組み

○学校、PTA、地区住民による組織で、安全パトロールを実施しましよう

○草刈りやごみ拾いを住民たち自ら行いましょう

○加入率を増やすために、自治会のメリットを会員全体で考えましよう

○デマンドタクシーや移動販売車を紹介しましよう

○1人1台車を所有している地域性を活かして、買い物など近所で助け合いましよう

○定期的に交流会を開催し、参加者を増やしましよう（運動やシルバーリハビリ体操）

○交流会の開催を住民にお知らせしましよう

2 豊郷地区



■地域の基本データ

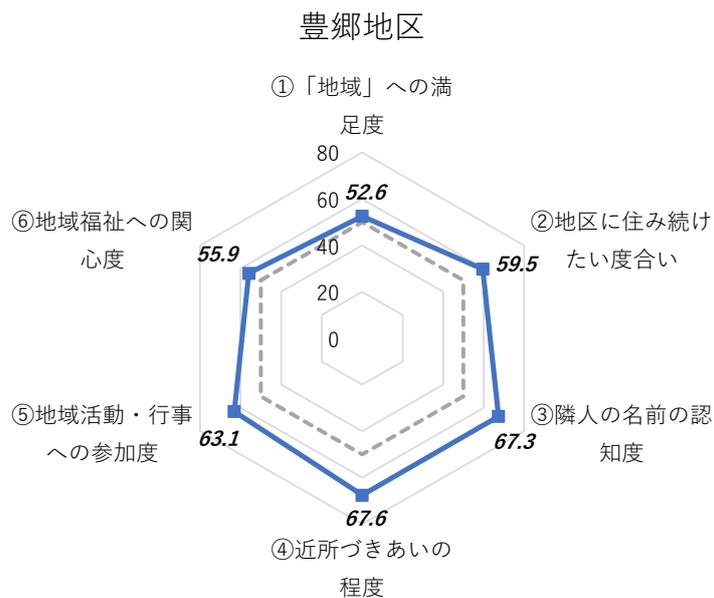
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
2,810 人 〔10 位〕	1,284 世帯 〔10 位〕	12 組織 〔2 位〕	68 班 〔9 位〕	59.0% 〔2 位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
942 人 〔10 位〕	33.52% 〔6 位〕	9.3% 〔2 位〕	160 人 〔10 位〕	5.69% 〔5 位〕	459 人 〔10 位〕	16.33% 〔5 位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新しい生活様式の中での地域の支え合い、つながりを大事にする。 	<p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者世帯に対して草刈・除草剤散布などお手伝いしたい。 ○地域の行事の復活。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○愛情（地域も家庭も）。
--	--

■具体的な取り組み

基本理念

交流の郷 ゆたかな郷づくり

第3期計画の目標

安心安全な豊かな郷にしよう

ボランティア活動で豊かな郷にしよう

つながりのある豊かな郷にしよう

具体的な取り組み

- 通学路、特に歩道の整備をしよう（県・市へ要望）
- 自警団活動など見守り活動の強化をしよう

- 豊郷ボランティア会の充実を図ろう

- 自治会活動の活性化を図ろう
- 加入促進のために、幅広い年代に情報が行き渡るような広報活動を目指そう
- サロン活動を充実させ、フレイル予防をしよう
- ラジオ体操を毎日やろう

3 豊津地区



■地域の基本データ

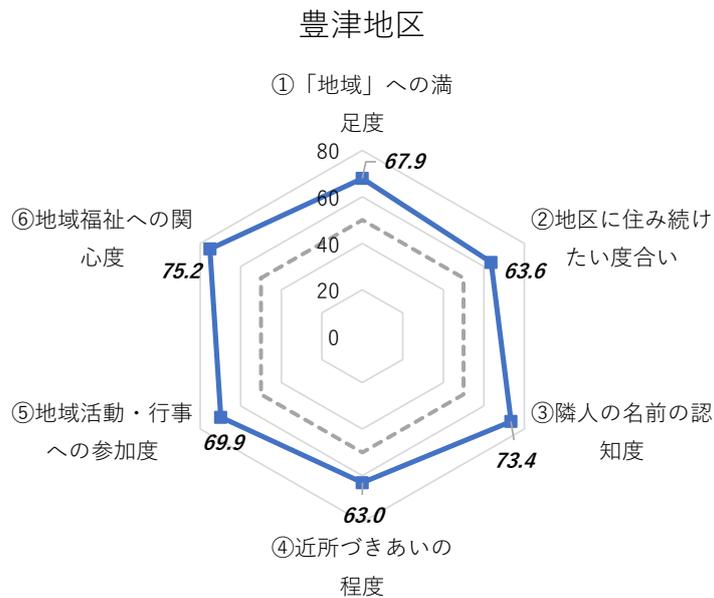
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
1,195 人 〔12 位〕	492 世帯 〔12 位〕	5 組織 〔10 位〕	33 班 〔12 位〕	60.7% 〔1 位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
478 人 〔12 位〕	40.00% 〔5 位〕	8.6% 〔3 位〕	30 人 〔12 位〕	2.51% 〔12 位〕	135 人 〔12 位〕	11.30% 〔10 位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■これからの地域活動で大切にしたいこと

【交流】 ○コロナ対策を取りながら。 ○コミュニケーション（交流）。	【地域活動】 ○地域活動（美化活動）。
---	-------------------------------

■具体的な取り組み

基本理念

つなげよう 小さな地域に 大きなWA(輪)!

第3期計画の目標

行きたい時に行きたい所へ!!

近いところでお買い物!!

魅力ある豊津をつくります!!

健康寿命をのばしましょう!!

具体的な取り組み

○デマンドタクシーの情報を発信!!

○移動販売・宅配サービスの情報提供!!

○地域の人が集まるイベントを実施!!
○地域の良いところや自慢を発信!!

○公民館で健康活動の実施!!

4 鹿島地区



■地域の基本データ

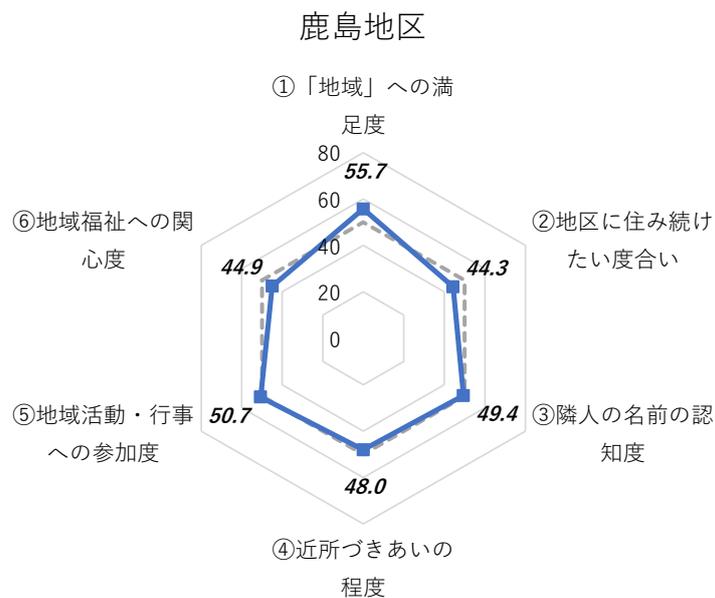
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
9,793 人 〔2位〕	4,404 世帯 〔2位〕	13 組織 〔1位〕	156 班 〔1位〕	56.7% 〔3位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
2,552 人 〔4位〕	26.06% 〔10位〕	3.8% 〔7位〕	351 人 〔4位〕	3.58% 〔8位〕	1,874 人 〔2位〕	19.14% 〔3位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【新型コロナ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナを理由にしない。 ○ コロナ対策を実施して活動を進めていく。 ○ みんなで旗振り。 ○ 共通認識旗振り→無茶振り。 	<p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動をとめない。 <p>【近所の関係づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近所・隣の付き合い。
---	---

■ 具体的な取り組み

基本理念

お隣さんへの声掛けから支え合いの地域づくり

第3期計画の目標

自治会の会員数減少を食い止め、新規加入者増加に向けた取り組みを進めます

コロナ禍で弱体化した高齢者の交流・人と人との「つながり」を復活させます

ごみ出し・ごみ集積所の管理について、自治会全体の課題として捉え、加入者が利用しやすいルール作りを進めます。
また、「ごみ出し難民」の問題に行政と協力して取り組みます

子どもたちのふれあい・交流の場として、地区公民館を積極的に活用します

具体的な取り組み

- 無理のないルール作りを、加入者全体の話し合いのもと制定します
- 年齢やハンディキャップを考慮した運用に努めます
- 区(自治会)に加入するメリット、強みを分かりやすく説明します

- With コロナでのサロン活動を展開します
- イベントや地域行事への誘いかけをします
- ご近所単位での声かけを意識し、充実させます
- シルバーリハビリ体操、ボッチャなど健康作りの取り組みを進めます

- 集積所のルール作りを加入者全体で進めます。
- 「ごみ出し難民」地区の現状を把握し、行政に伝え、対応を協議します
- ご近所付き合いで、できる範囲でごみ出しをサポートするなど、各自がお互い様の意識を持ちます

- 公民館を開放できるよう、行政と話し合います。
- 昔あそびのイベントなど、地域の高齢者との、世代を超えた交流の場作りを進めます

5 高松地区



■地域の基本データ

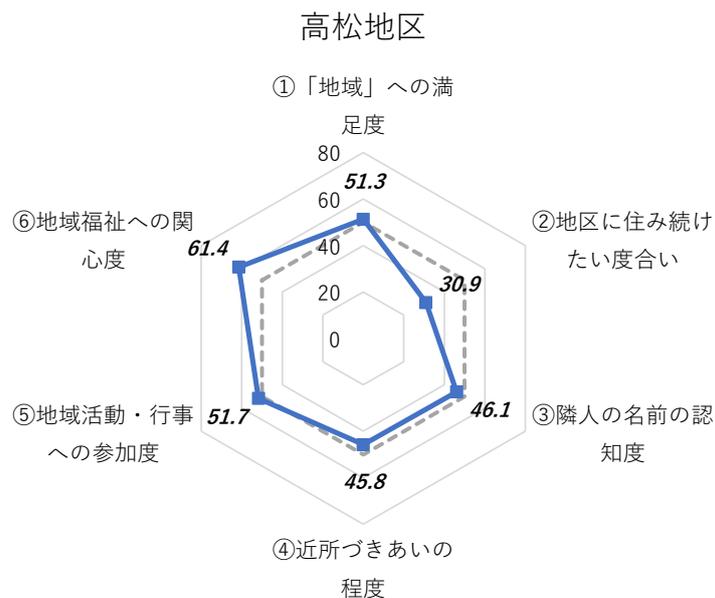
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
4,800 人 〔8位〕	2,294 世帯 〔8位〕	10 組織 〔4位〕	79 班 〔7位〕	34.4% 〔7位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
1,348 人 〔8位〕	28.08% 〔7位〕	4.1% 〔6位〕	164 人 〔8位〕	3.42% 〔9位〕	701 人 〔7位〕	14.60% 〔7位〕

令和4年3月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以前の様な活発な地域活動。 ○ 子どもを巻き込んだ地域活動。 ○ 夏の盆踊り、秋の体育祭、地区の行事、一斉清掃・草刈。 <p>【近所の関係づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 挨拶ができる(顔なじみ)関係性。 ○ 集まれる場所づくり(若い世代も含めて)。 ○ 顔なじみ関係づくり。 ○ 近所づきあい。 ○ 隣近所の状況把握。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 働く世代の地域への関わり方。 ○ ネットワークの方法(コミュニティツール)。
--	---

■ 具体的な取り組み

基本理念

つなげよう未来へ！笑顔の高松

第3期計画の目標

地域で高齢者を支えよう

多世代、子どもをまき込んだ地域活動をしよう

買い物支援事業を効果的に活用しよう

健康づくりを推進しよう

具体的な取り組み

○ あいさつ、声かけは近所から始めよう

○ 一斉清掃は、子ども達も一緒にしよう
○ 地域の行事に進んで参加できるよう、声かけしよう

○ 情報の周知方法を工夫しよう
○ スマホの活用講座を開催しよう
○ SNSを活用した情報発信をしよう
○ 宅配サービスの活用をしよう

○ ラジオ体操を開催しよう
○ 下校時間に合わせて散歩し、児童・生徒の見守りしよう

6 平井地区



■地域の基本データ

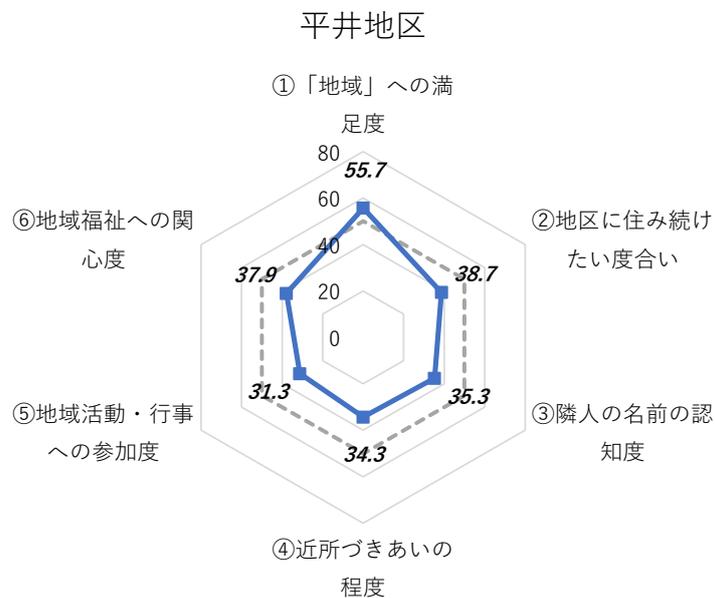
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
7,153 人 〔3位〕	3,429 世帯 〔3位〕	7組織 〔8位〕	71 班 〔8位〕	30.5% 〔9位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
1,815 人 〔6位〕	25.37% 〔11 位〕	2.9% 〔9位〕	273 人 〔6位〕	3.82% 〔7位〕	1,240 人 〔3位〕	17.34% 〔4位〕

令和 4 年 3 月末現在

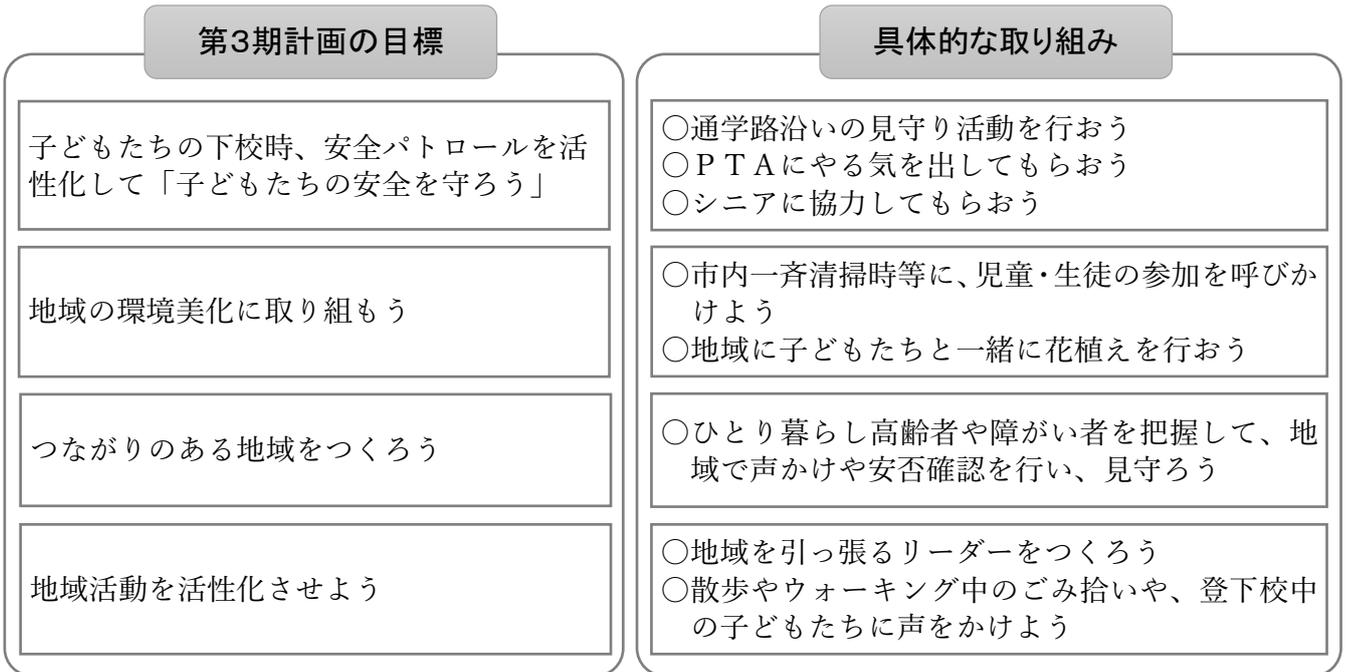
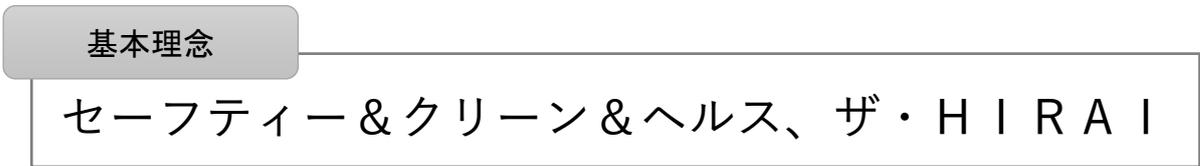
■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各世代間の交流。親→子→孫。 ○地区活動（公民館・学校）。 ○行事への参加協力。 ○地域としてできることの発掘。 ○各団体（共通課題）とのコミュニケーション。 ○コロナに負けず、会う機会を減らさない。 	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○言葉だけでなく、学校の開放、協力。 <p>【防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の笑顔を大切に、防犯に努めるまちづくり。 <p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代が関われる地域活動。
---	--

■ 具体的な取り組み



7 三笠地区



■地域の基本データ

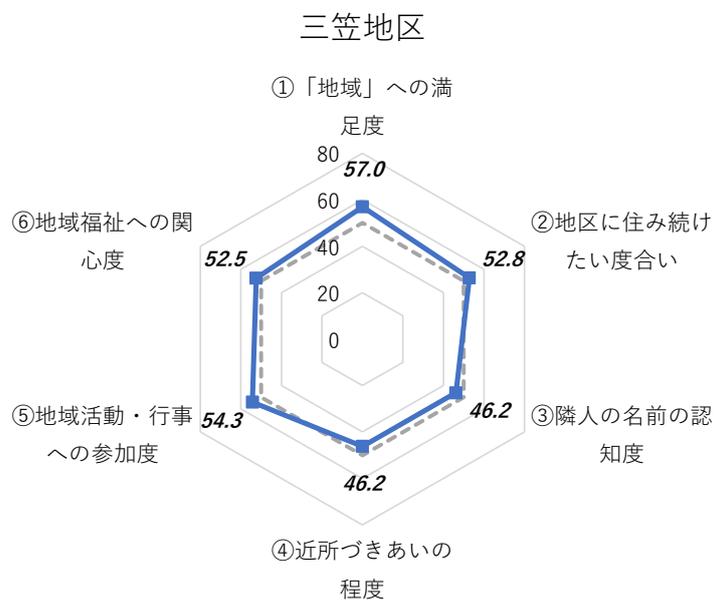
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
11,043 人 〔1位〕	4,887 世帯 〔1位〕	10 組織 〔4位〕	136 班 〔2位〕	56.5% 〔4位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
2,743 人 〔2位〕	24.84% 〔12位〕	1.7% 〔12位〕	332 人 〔5位〕	3.01% 〔10位〕	2,268 人 〔1位〕	20.54% 〔1位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流。 ○感染予防対策をきちんとしながら、事業をたくさん実施。 ○ウィズコロナ、アフターコロナに適合した事業展開。 	<p>【高齢者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者生活支援。 ○高齢者の見守り。 ○親子対象事業の充実。 <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地縁団体との情報・連絡をしっかりと取りたい。 (安全・安心の街づくり)
--	---

■ 具体的な取り組み

基本理念

みんなで か かわり さ さえ合う 三笠

第3期計画の目標

自治会の退会者を減らそう！

若者の地域活動への参加機会を増やそう

老若男女を問わず、一人ぼっちをなくそう

住民の健康づくりを推進しよう

具体的な取り組み

○退会者の原因の検証をし、それについての対応策を考えよう

○とりあえず年に1回でもイベントをしよう
○PTA、子供会、まちづくりセンターなど、若い人が企画・運営をしよう

○ご近所付き合いなど、小さいコミュニティの充実をしよう
○情報共有など、行政や関係機関との連携強化を図ろう

○ラジオ体操の継続、シルバーリハビリ体操、ヨガ、フィットネスの活用で、高齢者のフレイル予防、健康寿命を延ばすための取り組みの充実を図ろう

8 鉢形地区



■地域の基本データ

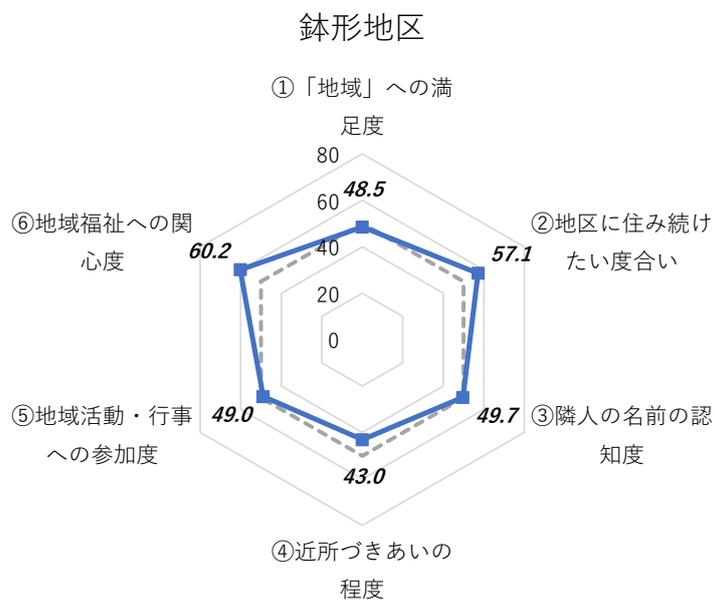
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
4,388 人 〔9位〕	2,223 世帯 〔9位〕	5組織 〔10位〕	53 班 〔11位〕	25.5% 〔10位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
1,156 人 〔9位〕	26.34% 〔9位〕	3.4% 〔8位〕	181 人 〔7位〕	4.12% 〔6位〕	692 人 〔8位〕	15.77% 〔6位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【コミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小集団（サロン）でコミュニティを作る。 ○人と人と顔を合わせたコミュニケーションが大切。 <p>【世代間交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三世代での行事・活動・交流。 ○シニア世代を大切にしておくこと。若者とのコミュニケーションをよくする。 ○子どもからお年寄りまで一緒にできる何かをしたい。 <p>【互助・共助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○元気な人が元気でない人を助けるという互助の意識。 <p>【防災活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害も含めて地域のつながりが大事。 ○災害発生時の連絡網の強化。 	<p>【近所の関係づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ご近所など、顔なじみの関係（相互の安否確認）。 <p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ対策をして活動を進めていく。 ○若者を抱き込む。 ○行政や専門機関に頼りすぎない地域の仕組みづくり。 ○現在よりも定期的に話し合いの会合を持つ。 ○地域の行事等を大切にしたい。 ○地域の絆を大事にしたい。 ○今までやってきた公民館行事を復活してもらいたい。例) まつり、盆踊り等。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康で明るい社会を目指す！ ○PTA活動復活できない？ ○子ども会とシニアクラブで交流会推進。 ○子どもたちがより参加できる活動。フリー又は学校授業。 ○学校運営と地区シニアクラブとの交流推進。
---	--

■ 具体的な取り組み

基本理念

笑顔と交流のまち 鉢形

第3期計画の目標

自治会加入率を上げよう

路上駐車を減らそう

空き家を減らし、有効活用しよう

P T A ・ 地区 ・ 学校と連携しよう

元気なシニア世代の居場所作りを推進しよう

具体的な取り組み

○料金徴収を含めたごみステーションの利用方法の検討をしよう

○警察と連携しよう
○空き地を利用しよう

○持ち主と話し合い、改善しよう
○サロンへの活用をしよう

○アイデアを持ち寄った行事の企画・参加をしよう
○子ども健康づくり(体操)の実施をしよう

○小さな地区サロンを作り、公共施設や空き教室の活用。(シルバーリハビリ体操。ポッチャ大会。輪投げ大会)

9 大同東地区



■地域の基本データ

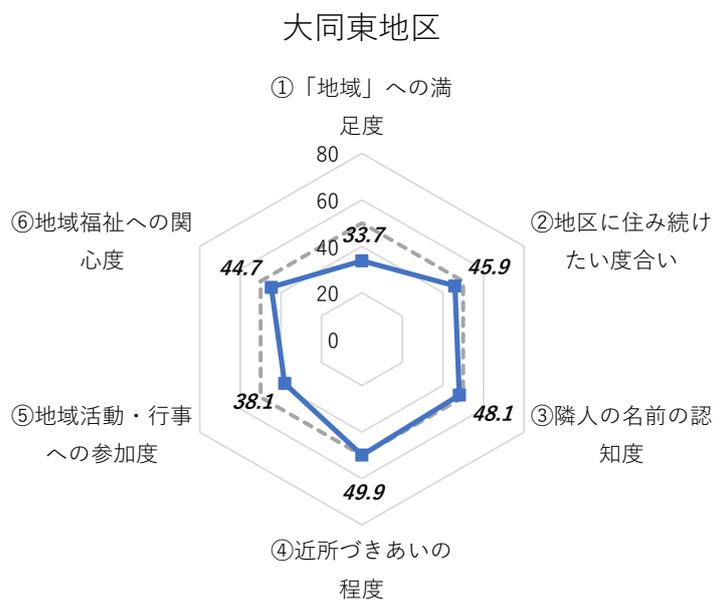
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
6,590 人 〔4位〕	3,108 世帯 〔4位〕	11 組織 〔3位〕	91 班 〔4位〕	23.5% 〔11位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
2,879 人 〔1位〕	43.69% 〔2位〕	4.5% 〔5位〕	414 人 〔3位〕	6.28% 〔4位〕	847 人 〔5位〕	12.85% 〔8位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の状況に関心を持ってコロナ禍で様子を聞くようにすること。 ○声かけを行う（あいさつ）。 ○話し合いの機会を増やす（大切さ）。 	<p>【近所の関係づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中での助け合い。 ○となり近所のつきあい（あいさつ程度でも）。
--	---

■ 具体的な取り組み

基本理念

みんなでふれあい 地域でつながる大同東

第3期計画の目標

地域交流の場を増やしましょう

次世代のリーダーを育てましょう

(心の)バリアフリーの地域にしましょう

具体的な取り組み

- 自主防災組織の取り組みについて発表する機会をつくりましょう
- 新旧住民や世代間の交流イベントを実施しましょう
- 行政区ごとのサロン活動の交流会を実施しましょう
- 体育祭に代わる行事(ポッチャ)を行い、交流の場を増やしましょう
- 親子みんなでカレー作りをして、高齢者を招きましょう
- 大同東焼き芋大会を実施しましょう

- PTA、消防団、子供会ごとの交流(料理大会)による意識向上を図りましょう
- イベントごとに訓練や研修を実施しましょう(消防)
- 各地区(行政区)から1名程度出してもらいましょう(旧体育委員等)
- 地区で若者を講師に高齢者のスマホ教室を実施しましょう
- 行事に中・高生を誘い、楽しい事を体験してもらい、参加を増やしましょう

- 区の加入に関係なく、あいさつできる付き合いを促進しましょう
- 防災訓練で3世代を集めましょう
- 3世代で楽しめる運動をしましょう

10 大同西地区



■地域の基本データ

※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

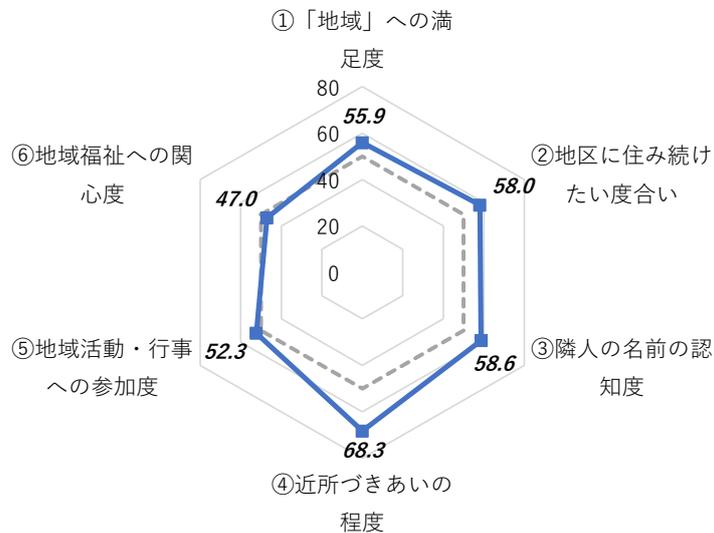
人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
4,889 人 〔7位〕	2,416 世帯 〔6位〕	10 組織 〔4位〕	82 班 〔6位〕	31.0% 〔8位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20 歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
2,333 人 〔5位〕	47.72% 〔1位〕	7.7% 〔4位〕	437 人 〔1位〕	8.94% 〔1位〕	512 人 〔9位〕	10.47% 〔12位〕

令和 4 年 3 月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性

大同西地区



■これからの地域活動で大切にしたいこと

【つながる】

- 変わらず集まる（工夫して）。
- サロン活動の発展。
- 各機関の連携。

■具体的な取り組み

基本理念

全世代型の つながりのある地域を目指して！

第3期計画の目標

つながりのある地域にしよう！

地域の交流を活性化させよう！

困っている人を地域で支えよう！

具体的な取り組み

- 大人も子どももあいさつをする。あいさつからはじめよう！
- ご近所の方を知ること、声かけから、つながりづくりをはじめよう！
- サロン活動に参加しよう！
- 各市民団体のPR、人材（活動している人、民生委員・児童委員）の見える化をしよう！
- 各市民団体のPR、人材（活動している人、民生委員・児童委員）の見える化をしよう！
- 各団体のPR。各団体の活動を知り、地域の人がつなぐ役割となれるようにしよう！

11 中野東地区



■地域の基本データ

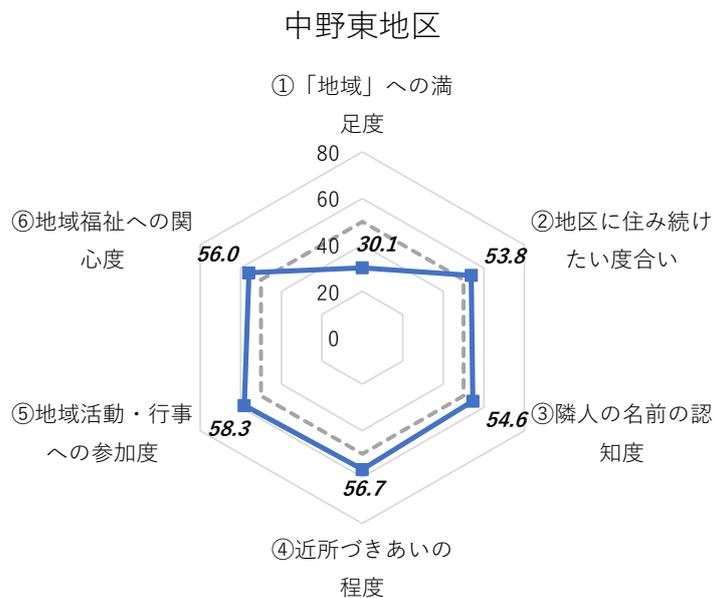
※〔 〕内の順位は、市内 12 地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
6,183 人 〔5位〕	2,914 世帯 〔5位〕	6組織 〔9位〕	93 班 〔3位〕	20.8% 〔12位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
2,580 人 〔3位〕	41.73% 〔4位〕	2.8% 〔10位〕	417 人 〔2位〕	6.74% 〔2位〕	767 人 〔6位〕	12.40% 〔9位〕

令和4年3月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■ これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【地域活動】</p> <p>○With コロナを心掛け、マスク、手洗い、うがい、3密を避け、各種事業（地域コミュニティ）や旅行、スポーツ、体力づくり（シルバーリハビリ体操）を実施していく。</p>	<p>【近所の関係づくり】</p> <p>○近所づきあいのあいさつは大切に。 「遠くの親戚より近くの他人」</p>
---	---

■ 具体的な取り組み

基本理念

なかよく のびのびと幸せの和をつくろう！

第3期計画の目標

健康づくりに取り組もう

垣根を越えた地域づくりをしよう

つながりのある地域にしよう

具体的な取り組み

- ラジオ体操、シルバーリハビリ体操、ニュースポーツ(ボッチャ・ディスゲッター・ラダーゲッターなど)に参加しよう
- ボランティア活動をしながら健康づくりをしよう
- ラジオ体操、公民館、地区社協の活動に声かけやごみステーションの掲示板を活用しよう
- まちカフェPR紙の発行をしよう
- あいさつ、声かけをしよう
- 地域の行事やイベントに参加しよう

12 中野西地区



■地域の基本データ

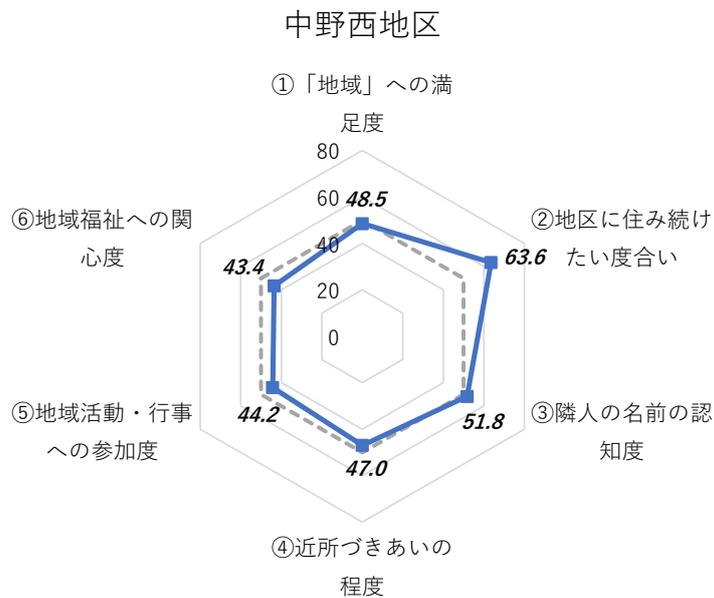
※〔 〕内の順位は、市内12地区中の順位

人口	世帯数	自治組織		
		組織数	班数	加入率
2,058人 〔11位〕	985世帯 〔11位〕	5組織 〔10位〕	57班 〔10位〕	51.4% 〔5位〕

高齢者		シニアクラブ	ひとり暮らし高齢者		20歳未満人口	
人数	高齢化率	加入率	人数	割合	人数	割合
888人 〔11位〕	43.15% 〔3位〕	10.4% 〔1位〕	131人 〔11位〕	6.37% 〔3位〕	219人 〔11位〕	10.64% 〔11位〕

令和4年3月末現在

■アンケート調査から見る地区の特性



■これからの地域活動で大切にしたいこと

<p>【支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none">○地区社協活動。 <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none">○若いリーダーを育て、地縁をつないでいく。	<p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none">○サロン活動を活発にする。○防犯活動。○地区の人たちとの関係、つながりづくり。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">○体力づくり。
--	--

■具体的な取り組み

基本理念

世代を超えた交流ができる地域にしよう！

第3期計画の目標

子どもから高齢者まで、安心して暮らせる地域を作ろう

健康と体力づくりをみんなでしよう

地域の交流を深めよう

具体的な取り組み

- 自警団、地区のボランティアによる登下校の見守りをしよう
- 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員と協力して見守りをしよう

- 各種スポーツの推進をしよう
- ラジオ体操、シルバーリハビリ体操等を行おう

- ウェル西サロン活動を通じて3世代交流を図ろう
- 自治会に協力して、地域の伝統行事(夏祭り、鳥追い等)を活発にしよう

第 6 章

計画の推進と評価

1. 計画推進に向けた基本的な考え方

地域福祉計画は、本市における地域共生社会づくりに向けた福祉分野のマスタープランとなるものであり、福祉分野における総合的な施策を示す計画です。同時に、社会福祉協議会による地域福祉活動計画も策定しており、本市の福祉を担う各部署の連携とともに、地域における取り組みの連携を図りながら計画の推進に取り組みます。

また、地域共生社会づくりに向けては、これまで以上に地域や個人の関わりが重要となることから、計画の推進に向け、以下のような視点に基づき取り組むこととします。

(1) 市関係部署の連携強化

地域福祉については、保健、医療、福祉分野の連携が重要です。また、これに加え、地域共生社会づくりという視点に基づくと、教育や建設、生活環境などの分野との連携が必要になることから、庁内において、本計画に基づく取り組みの共有を推進するとともに、横断的な連携体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

(2) 市と社会福祉協議会との連携強化

市と社会福祉協議会については、福祉施策の実施において、適切な役割分担のもとで連携・協働することが求められます。そのため、情報共有といった基本となる取り組みを着実に推進するとともに、市と社会福祉協議会の役割について周知を図るとともに、支援を必要とする人が利用しやすい環境を整備します。

(3) 市民の参加促進

地域共生社会の実現に向けては、市民や事業者の協力が不可欠になります。そのため、地域福祉に対する理解を深め、身近なこととして感じられるよう、地域福祉に関する情報について、広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して広く市民に周知し、意識啓発を図ります。

(4) 福祉に関わる事業者や団体の活動支援

福祉分野で活動する事業者や団体は、福祉の担い手として不可欠な主体です。そのため、地域コミュニティ、市民活動グループ、福祉サービス事業者、医療機関、教育機関といった地域に関わるすべての事業者や団体等の活動の充実に向けた支援を行うとともに、互いに連携しながら地域福祉を推進できるような環境づくりに取り組みます。さらに、地域ケア会議、障がい者地域自立支援協議会、子ども・子育て会議といった機会を活用し、情報共有や連携体制の強化に取り組みます。

2. 計画の評価

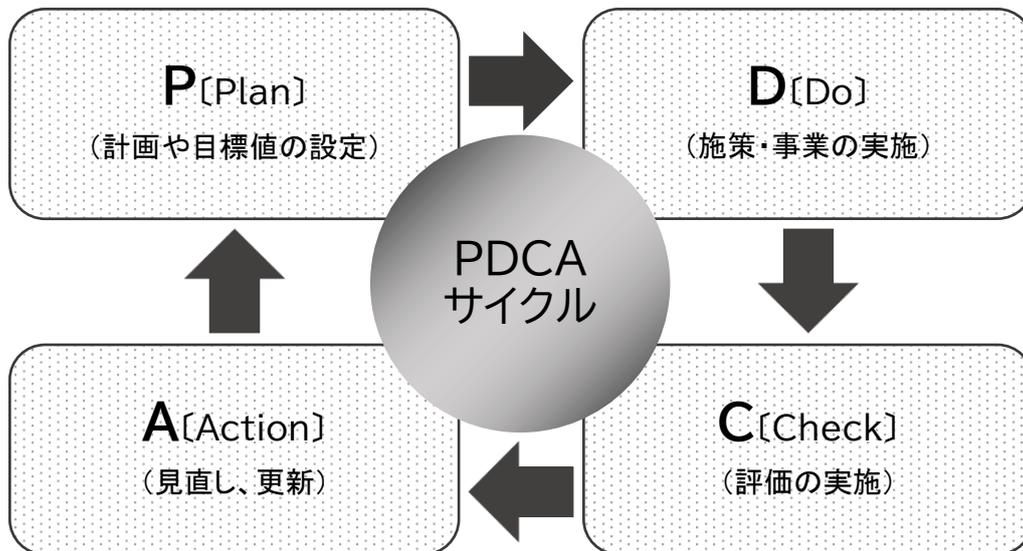
(1) 計画の進行管理

本計画の推進状況については、「地域福祉推進会議・地域福祉活動計画推進会議」において、客観的な視点から評価と進行管理を行うこととします。

(2) 進行管理の方法

計画に位置づけた施策の進行管理については、行政においては、年度ごとの実施計画に基づき、施策効果の検証や問題点の把握を行い、PDCA サイクルに基づく評価を行います。また、社会福祉協議会においては、実施した施策・事業ごとに評価・検証する仕組みを整備し、取り組みの効果を把握し、PDCA サイクルに基づく評価を行います。

図－PDCAサイクルのイメージ



資料編

○鹿嶋市地域福祉推進会議設置運営規則

平成16年3月23日

規則第9号

改正 平成24年5月16日規則第21号

平成29年2月3日規則第4号

(設置)

第1条 地域福祉の積極的な推進を図る中で、地域における福祉意識の高揚とボランティア活動の振興を図り、もって地域住民が互いに助け合い、支え合う福祉コミュニティづくりに資するため、市民、関係者及び行政が一体となった地域福祉活動推進体制の確立を図ることを目的とした地域福祉計画の策定について必要な事項を検討し、更に、計画の達成状況の検証を行うため、鹿嶋市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次の各号に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉施設を代表する者
- (2) 社会福祉協議会を代表する者
- (3) 民生委員児童委員を代表する者
- (4) ボランティアを代表する者
- (5) 福祉関連特定非営利活動法人を代表する者
- (6) 地区まちづくり委員を代表する者
- (7) 社会教育団体を代表する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(平24規則21・平29規則4・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び円滑な推進に関すること。

- (2) 地域福祉推進のため市民への意識啓発・情報提供に関する事。
- (3) 社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画との連携調整に関する事。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関する事。

(平24規則21・一部改正)

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、地域福祉担当課が行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月16日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

鹿嶋市地域福祉活動計画推進会議設置要項

○鹿嶋市地域福祉活動計画推進会議設置要項

(設置)

第1条 鹿嶋市における地域福祉を計画的、効果的に推進し、鹿嶋市が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その計画案を検討するため、鹿嶋市地域福祉活動計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次の各号に掲げる者から社会福祉協議会会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉施設を代表する者
- (2) 社会福祉協議会を代表する者
- (3) 民生委員児童委員を代表する者
- (4) ボランティアを代表する者
- (5) 福祉関連特定非営利活動法人を代表する者
- (6) まちづくり市民懇話会を代表する者
- (7) 社会教育団体を代表する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他社会福祉協議会会長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定及び円滑な推進に関すること。
- (2) 地域福祉推進のため市民への意識啓発・情報提供に関すること。
- (3) 市で策定する地域福祉計画との連携調整に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 この会議は、鹿嶋市が行う鹿嶋市地域福祉計画推進会議において行うものとする。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会地域福祉担当が行う。

（補則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年5月1日から施行する。

地域福祉推進会議委員及び地域福祉活動計画推進会議委員名簿

○地域福祉推進会議委員及び地域福祉活動計画推進会議委員名簿

No	氏名	組織（規約）	所属	分野
1	会長 江河 周治	(1)社会福祉施設を代表する者	特別養護老人ホーム大野の郷 施設長	高齢者
2	大槻 倫子	(1)社会福祉施設を代表する者	なかの地域包括支援センター	高齢者 (地域拠点)
3	栗林 恒一	(2)社会福祉協議会を代表する者	鹿島地区社会福祉協議会 会長	地域
4	橋本 久雄	(6)地区まちづくり委員を代表する者	まちづくり連絡協議会 会長	地域
5	内野 良雄	(3)民生委員児童委員を代表する者	鹿嶋市さざなみ地区民生委員児童委員協議会会長	地域
6	平井 敬子	(3)民生委員児童委員を代表する者	鹿嶋市さざなみ地区主任児童委員	こども
7	前田 竜甫	(4)ボランティアを代表する者	鹿嶋市ボランティアセンター運営委員会副委員長	地域
8	根本 幸子	(5)福祉関連特定非営利法人を代表する者	NPO法人 あっとホームたかまつ	こども
9	大野 覚	(5)福祉関連特定非営利法人を代表する者	茨城 NPO センターコモンズ事務局長 NPO 法人フードバンクいばらき理事長	生活困窮
10	大川 悦子	(7)社会教育団体を代表する者	鹿嶋市 P T A 連絡協議会 顧問	こども
11	中西 三千子	(8)学識経験を有する者	大野めぐみ保育園 園長	こども
12	小古井 芳一	(9)市長が認めるもの	鹿嶋市区長会 理事	地域
13	菊池 真紀	(9)市長が認めるもの	茨城県立鹿島特別支援学校 P T A	障がい者 (知的)
14	堀部 里江子	(9)市長が認めるもの	鹿島の里相談支援事業所社会復帰センター	障がい者 (精神)
15	針尾 孝子	(9)市長が認めるもの	鹿嶋市シルバー人材センター 理事	高齢者

○アドバイザー

No	氏名	組織（規約）	所属	分野
1	長谷川 幸介	—	茨城県社会福祉協議会 地域福祉活動アドバイザー	—
2	外岡 仁	—	茨城県社会福祉協議会 地域福祉活動アドバイザー	—

地域福祉計画策定ワーキングチーム名簿

○地域福祉計画策定ワーキングチーム名簿

	所属部	所属課	職名	氏名
チームリーダー	健康福祉部	生活福祉課	課長	藤松 研
サブリーダー	健康福祉部	生活福祉課	課長補佐	大川 博久
メンバー	健康福祉部	生活福祉課	主事	富田 翼
	健康福祉部	保健センター	技師	大崎 彩香
	健康福祉部	こども相談課	係長	新堀 佳澄
	健康福祉部	介護長寿課	技幹	黒須 隆雄
	教育委員会	中央公民館	館長補佐	出津 早苗
オブザーバー	鹿嶋市社会福祉協議会		局長	新井 敏
	鹿嶋市社会福祉協議会		マネージャー	大川 陽美
	生活福祉課障害者地域生活支援主任相談員			大嶋 温子

鹿嶋市地域福祉活動計画策定 社協ワーキングチーム名簿

(順不同・敬称略)

	所 属	氏 名
メンバー	はちがた地区社会福祉協議会 会長	榎本 几久
	豊郷地区社会福祉協議会 副会長	高野 元博
	大同東地区社会福祉協議会 会長	岡野 博
	たかまつ地区福祉会 運営委員	小川 はる代
	豊津地区社会福祉協議会 会長	糟谷 純子
	中野西地区社会福祉協議会 会長	佐々木 正憲
	平井地区社会福祉協議会 副会長	飯塚 吉章
	波野地区社会福祉協議会 会長	石津 勝平
	なかの東地区社会福祉協議会 会長	糸川 康子
	鹿島地区社会福祉協議会 会長	栗林 恒一
	大同西地区社会福祉協議会 会長	末政 孝一
	三笠まちづくりセンター（委員会）センター長	山本 純子
チームリーダー	鹿嶋市社会福祉協議会 事務局長	新井 敏
サブリーダー	鹿嶋市社会福祉協議会	大川 陽美
メンバー	鹿嶋市社会福祉協議会	立原 奈緒美
オブザーバー	鹿嶋市生活福祉課 課長補佐	大川 博久